枚方市障害者計画（第５次）

枚方市障害福祉計画（第８期）

枚方市障害児福祉計画（第４期）

〇〇〇〇年（令和〇年）〇月

枚　方　市

目次

第１章　計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

第１節　計画の背景及び趣旨 ●
第２節　計画の位置づけと計画期間 ●
１．計画の位置づけ ●
２．計画期間 ●
第３節　計画の策定体制 ●

第２章　枚方市の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

第１節　人口・障害者数の現状 ●
第２節　障害者（児）の現状 ●
第３節　今後の見込み ●

第３章　基本理念と基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

第１節　基本理念 ●
第２節　基本目標 ●
第３節　施策体系 ●

第４章　障害者計画（第５次） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

第１節　市民啓発及び地域との交流の推進 ●
１．多様な啓発の推進 ●
２．地域との交流 ●
第２節　障害者（児）が安心できるまちづくり ●
１．公共施設の整備等 ●
２．保育・療育・教育の充実 ●
３．災害対策 ●
第３節　安心して生活できるサービスの確保と提供 ●
１．地域生活への支援 ●
２．緊急時の対応 ●
３．保健・医療との連携 ●
第４節　自分らしい生き方を見つける・選ぶ ●
１．就労に向けた支援 ●
２．社会参加と多様な学習への支援 ●

第５節　身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供 ●
１．相談・支援体制の充実 ●
２．関係機関との連携による支援の充実 ●
第５章　障害福祉計画（第８期）　障害児福祉計画（第４期）　・・・　●
第１節　障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系 ●
１．障害者総合支援法によるサービス体系 ●
２．児童福祉法によるサービス体系 ●
第２節　障害福祉計画（第８期） ●
１．施設入所者の地域生活への移行 ●
２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ●
３．地域生活支援の充実 ●
４．福祉施設から一般就労へ向けての取組 ●
５．相談支援体制の充実・強化 ●
６．障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築 ●
第３節　障害児福祉計画（第４期） ●
１．重層的な地域支援体制の構築、児童発達支援センターの設置、及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●
２．主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ●
３．医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置 ●
第４節　障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向 ●
【障害福祉計画（第８期）】 ●
１．自立支援給付の利用見込みと整備の方向 ●
２．地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向 ●
【障害児福祉計画（第４期）】 ●
３．障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向 ●
４．障害児の子ども・子育て支援等の利用 ●
第５節　枚方市障害福祉計画（第７期）・　障害児福祉計画（第３期）達成状況 ●
１．国及び大阪府の基本指針に基づく、2026 年度（令和８年度）の成果目標●
２．障害福祉サービス ●
３．地域生活支援事業 ●
４．障害児支援サービス ●

第６章　計画の推進体制及び進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・●

第１節　計画の推進体制 ●
第２節　計画の進行管理 ●

資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・

第 1 章

計画の策定にあたって

第１節　計画の背景及び趣旨

本市では障害福祉施策に係る計画として、「枚方市障害者計画」、「枚方市障害福祉計画」及び「枚方市障害児福祉計画」を策定し、それぞれの計画に関わる部署、機関と連携し、教育、まちづくり、就労、社会参加、余暇活動など地域で生活していくために必要な施策の充実を図るとともに、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制を確保するなど、地域共生社会実現を目指し、基盤の整備に取り組んできました。2026 年度（令和８年度）からは、障害者や介護者の高齢化に伴う、いわゆる「親なき後」を見据え、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、新たな取組も開始しています。

前期計画を策定した 2023 年度（令和５年度）以降の制度改正として、2025 年（令和７年）には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、ろう者が様々な分野で社会参加・自己実現を図るに当たり必要となるコミュニケーション手法の一つとして、国や地方自治体が手話に関する施策を総合的に推進することとされました。

また、2026 年（令和８年）には「高次脳機能障害者支援法」が施行され、外見からは分かりにくい、脳損傷による記憶障害がある人への支援を行うよう、国や地方自治体の責務が定められています。

さらに、医療的ケア児の支援に関しては、成人期の医療的ケア者や重症心身障害者を対象に加え、支援の充実を図ることを目的に、2026 年（令和８年）に「医療的ケア児支援法」が改正され、法律名も改称した上で 2027 年（令和９年）４月に施行予定であるなど、障害者を取り巻く状況は刻々と変化しています。

変化する社会の動向に対応して、障害者の自立した生活の実現を支援するため、障害者のニーズに応じた福祉サービスの検討、バリアフリーの社会基盤づくり、社会参加の促進や障害者に必要な様々な情報の提供など取り組むべき多くの課題があります。

また、昨今、不正受給など、障害福祉サービス事業所における不適切な事案がたびたび報じられており、こうした動きを受け、国においては、適正なサービス提供に向けた取組も行われていることから、今後は、障害者のニーズに応えた施策の充実とともに、サービスの質の確保に向けた事業者指導や、報酬請求の審査にかかる体制強化が求められるところです。

本市では、枚方市障害者計画（第４次改訂版）の基本理念に沿って、これまでも障害者施策の充実に取り組んで来たところですが、この間の社会状況の変化や今後の制度改正の内容、本市におけるアンケート調査に基づくニーズに対応するための施策の展開や取組の更なる充実を図ることを、「枚方市障害者計画（第５次）」、及び「障害福祉計画（第８期）」・「障害児福祉計画（第４期）」の策定方針とします。

第２節　計画の位置づけと計画期間

１．計画の位置づけ

枚方市障害者計画は、「障害者基本法」第 11 条第３項の規定に基づく「市町村障害者計画」です。本市の障害者施策に関わる総合的な計画として、まちづくり、教育、就労などの分野も含め、基本理念や目標、施策などを定めています。

枚方市障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」です。本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保のための方策を定めています。

枚方市障害児福祉計画は、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

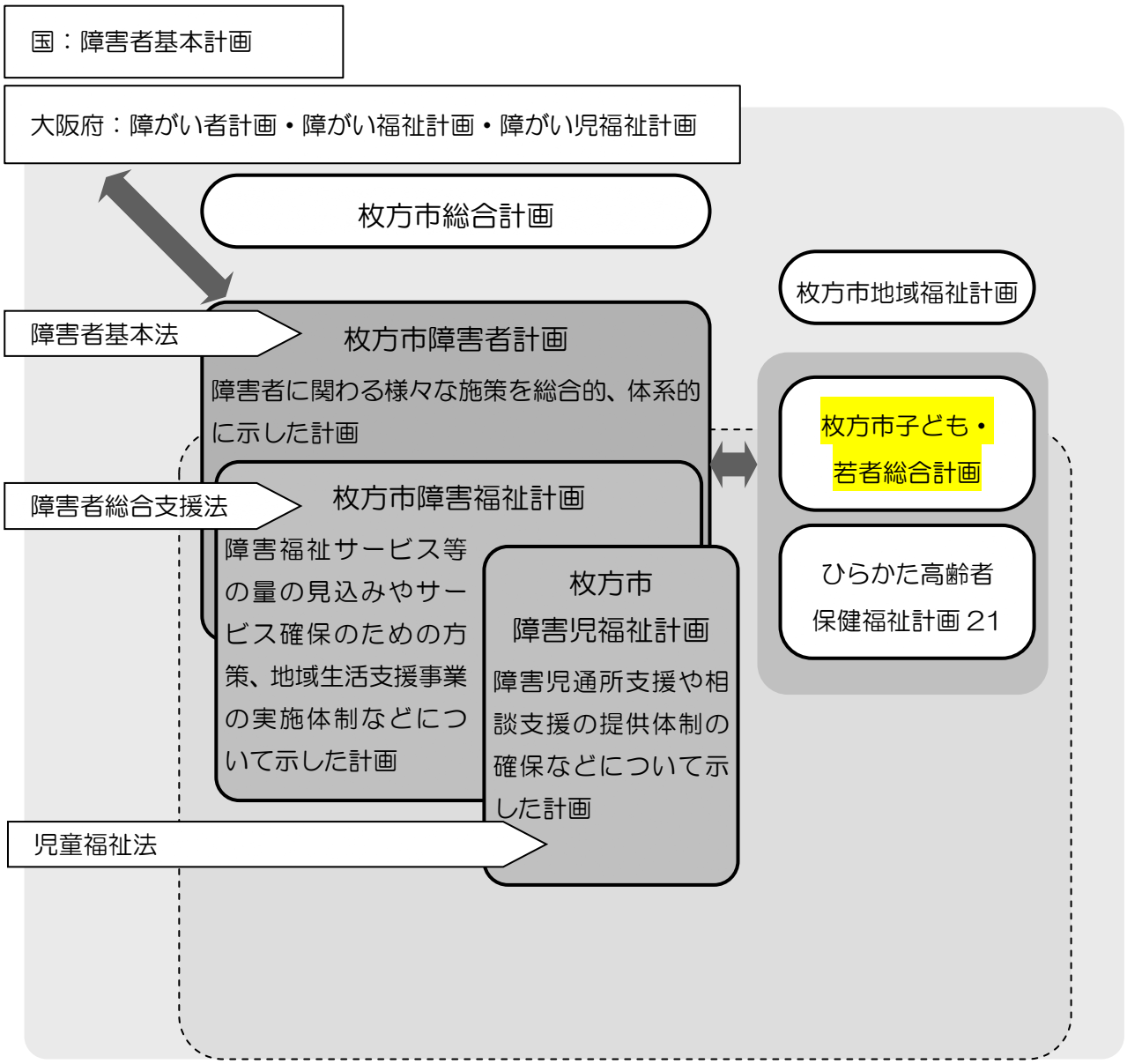
これらの計画は、国や大阪府の計画内容、及び今後の動向を踏まえるとともに、市政の基本方針を示す「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」を上位計画とし、他の福祉に係る計画をはじめとした、障害者等の福祉に関する事項を定める個別の行政計画とも整合性を図っています。

２．計画期間

「枚方市障害者計画（第５次）」の計画期間は、2027 年度（令和９年度）から 2032 年度（令和 14 年度）までの６年間とします。ただし、2029 年度（令和 11 年度）に中間見直しを行います。

「枚方市障害福祉計画（第８期）」・「枚方市障害児福祉計画（第４期）」の計画期間については、「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2027 年度（令和９年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの３年間とします。

【計画の位置づけ】



【計画期間】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
枚方市障害者計画	第４次（改訂版）			第５次		中間見直し			
枚方市障害福祉計画	第７期			第８期			第９期		
枚方市障害児福祉計画	第３期			第４期			第５期		

第３節　計画の策定体制

（１）枚方市社会福祉審議会及び障害福祉専門分科会での審議

本市は 2015 年度（平成２７年度）に中核市に移行したことから、社会福祉法第７条の規定に基づき「枚方市社会福祉審議会」を、同法第 11 条の規定に基づき「障害福祉専門分科会」を条例により設置しています。

「障害者基本法」第 11 条第６項の規定で「市町村障害者計画」を策定する場合は、「障害者基本法」第 36 条第４項に基づく合議制の機関の意見を聴かなければならないとされています。また、「障害者総合支援法」において、障害者基本法に規定される合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならないとされています。

これに基づき、「枚方市社会福祉審議会」及び障害のある当事者やその支援者、障害者団体代表、学識経験者、障害福祉サービス事業所などで構成される「障害福祉専門分科会」において計画案を審議しました。

（２）枚方市自立支援協議会での審議

本市では「障害者総合支援法」第 89 条の３の規定に基づき、「枚方市自立支援協議会」を設置しています。

同法において「自立支援協議会」は「地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。また、「障害者総合支援法」において、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、同法に規定する協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされており、本計画策定にあたり「枚方市自立支援協議会」で意見聴取を行いました。

（３）各種アンケート調査の実施

障害者・障害児の生活実態とニーズを把握するために、障害者手帳所持者を対象とするアンケート調査を実施したほか、のぞまないセルフプランの実態を把握するため、セルフプラン作成対象者に対しアンケート調査を行いました。

また、障害福祉サービス事業所等の実態とニーズを踏まえた計画とするため、市内のサービス事業所を対象とするアンケート並びに障害者関係団体を対象とするアンケートを実施しました。（※巻末資料　参照）

（４）広く市民から意見を聴取するための取組

「障害者基本法」では、施策の基本方針として「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」とされています。

よって、広く市民の意向を反映させるため、本市ホームページでの意見募集及び出先機関等に意見提出箱を設置する等、パブリックコメントに準ずる形で市民意見聴取を実施しました。

第２章

枚方市の現状

第１節　人口・障害者数の現状

本市の人口は、近年、緩やかな減少傾向にありますが、障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、2022 年度（令和４年度）から 2025 年度（令和７年度）までの３年間で約 1.1 倍になっています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数が３年間で約 1.2 倍と若干多い傾向にあります。2025 年度（令和７年度）末現在、障害者手帳所持者数は 27,345 人で、市の人口の 7%を占めており、枚方市民の約 14 人に１人が障害者手帳所持者であることになります。

【障害者手帳所持者数と人口に対する割合の推移項目】

	項目	単位	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人口	18 歳未満	人	58,808	57,804	56,721	55,478
	18 歳以上		336,491	335,395	334,924	334,598
	計		395,300	393,199	391,654	390,076
身体障害者手帳	18 歳未満	人	258	252	244	246
	人口比（18 歳未満）	%	0.44	0.44	0.43	0.44
	18 歳以上	人	16,150	16,495	16,810	17,023
	人口比（18 歳以上）	%	4.80	4.99	5.01	5.08
	計（人数）	人	16,408	16,747	17,054	17,269
	計（人口比）	%	4.15	4.25	4.35	4.42
療育手帳	18 歳未満	人	1.062	1,220	1,238	1,313
	人口比（18 歳未満）	%	1,81	2.11	2,18	2.36
	18 歳以上	人	2,962	3,083	3,198	3,380
	人口比（18 歳以上）	%	0.88	0.91	0.95	1.01
	計（人数）	人	4,024	4,303	4,436	4,693
	計（人口比）	%	1.02	1.09	1.13	1.20

	項目	単位	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
精神障害者保健福祉手帳	18 歳未満	人	355	387	421	439
	人口比（18 歳未満）	%	0.60	0.66	0.74	0.79
	18 歳以上	人	4,148	4,381	4,688	4,944
	人口比（18 歳以上）	%	1.23	1.30	1.40	1.47
	計（人数）	人	4,503	4,768	5,109	5,383
	計（人口比）	%	1.14	1.21	1.30	1.38
３手帳合計（延べ人数）	18 歳未満	人	1,675	1,859	1,903	1,998
	人口比（18 歳未満）	%	2.85	3.22	3.35	3.60
	18 歳以上	人	23,260	24,409	24,696	25,347
	人口比（18 歳以上）	%	6.91	7.28	7.37	7.58
	計（人数）	人	24,935	25,818	26,599	27,345
	計（人口比）	%	6.31	6.57	6.79	7.01

各年度３月末現在

① 人口は次年度４月１日現在、住民基本台帳の合計

② 人口比は、各項目人口に対する比率です

第２節　障害者（児）の現状

（１）３障害の手帳所持者

障害者手帳所持者数を年齢別でみると、18 歳以上の身体障害者手帳所持者数の全体に占める割合が大きくなっています。

【年齢別障害者手帳所持者数（令和７年度）】

単位：人

	18 歳未満	18 歳以上	合計
身体障害者手帳	246	17,023	17,269
療育手帳	1,313	3,380	4,693
精神障害者保健福祉手帳	439	4,944	5,383

令和８年３月末現在

（２）障害支援区分認定者

障害福祉サービスを利用するための障害支援区分認定者数は、2026 年（令和８年）３月末現在、3,837 人です。区分内訳は、区分６が最も多く 1,058 人、次いで区分３が 801 人となっています。

【障害支援区分認定者数（令和７年度）】

単位：人

内訳	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合計
身体障害	3	55	130	143	145	415	891
知的障害	17	148	260	352	348	533	1,658
精神障害	17	425	381	198	45	39	1,105
手帳所持無し	1	15	30	36	30	71	183
障害支援区分認定者合計	38	643	801	729	568	1,058	3,837

令和８年３月末現在（手帳所持者数については重複あり）

（３）精神通院医療費助成受給者

障害者自立支援医療における精神通院医療費助成受給者数は、2026年（令和８年）３月末現在、12,695 人です。

【精神通院医療費助成受給者数（令和７年度）】

単位：人

精神通院医療費助成受給者数	12,695

令和８年３月末現在

（４）身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、2026 年（令和８年）３月末現在、17,269 人です。等級別では１級が 5,089 人と最も多く、１級及び２級の重度の人が 7,500 人で手帳所持者全体の約 43.4%となっています。また、障害別では肢体不自由が 9,398 人と最も多く全体の約 54.4%、次いで内部障害が 5,368 人で全体の約 31.1%を占めています。

【身体障害者手帳所持者数の障害別／等級別内訳（令和７年度）】

単位：人

障害別／等級		１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
視覚	児童	7	2	－	-	-	-	9
	成人	308	370	66	79	159	59	1,041
	小計	315	372	66	79	159	59	1,050
聴覚 平衡機能	児童	1	19	6	2	－	4	32
	成人	88	199	131	327	8	498	1,251
	小計	89	218	137	329	8	502	1,283
音声 言語	児童	－	－	1	2			3
	成人	4	19	88	56			167
	小計	4	19	89	58			170
肢体 不自由	児童	110	16	9	6	4	4	149
	成人	1,504	1,686	1,326	2,155	1,670	908	9,249
	小計	1,614	1,702	1,335	2,161	1,674	912	9,398
内部	児童	37	－	10	6			53
	成人	3,030	100	835	1,350			5,315
	小計	3,067	100	845	1,356			5,368
計	児童	155	37	26	16	4	8	246
	成人	4,934	2,374	2,446	3,967	1,837	1,465	17,023
	計	5,089	2,411	2,472	3,983	1,841	1,473	17,269

令和８年３月末現在

※重複障害のある人については、等級は総合等級、障害区分は主障害でカウントして記載。

（５）療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、2026 年（令和８年）３月末現在、4,693 人です。児童（18 歳未満）は全体の約 28.0%となっています。程度別でみると、成人ではＡ（重度）が、所持者全体及び児童ではＢ２（軽度）がそれぞれ最も多くなっています。

【療育手帳所持者数の程度別内訳（令和７年度）】

単位：人

		Ａ（重度）	Ｂ１（中度）	Ｂ２（軽度）	合計
療育手帳	児童	369	200	744	1,313
	成人	1,401	707	1,272	3,380
	小計	1,770	907	2,016	4,693

令和８年３月末現在

（６）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2026 年（令和８年）３月末現在、5,383 人です。等級別では２級が最も多く、全体の約 52%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別内訳（令和７年度）】

単位：人

		１級	２級	３級	合計
精神障害者保健福祉手帳	児童	4	27	408	439
	成人	264	2,770	1,910	4,944
	小計	268	2,797	2,318	5,383

令和８年３月末現在

第３節　今後の見込み

障害者手帳の所持者数は、いずれも増加する傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加率が大きくなると見込まれます。

【今後の見込み】

単位：人

	実績値	推計値			
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
身体障害者手帳所持者数	17,269	17,428	17,587	17,746	17,905
療育手帳所持者数	4,693	4,910	5,127	5,344	5,561
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,383	5,713	6,093	6,435	6,829

各年度３月末現在

第3章

基本理念と基本目標

第１節　基本理念

【枚方市の基本理念】

〇障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします。
〇障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。

1950 年代以降、国及び地方公共団体は大規模コロニー政策を推進し、障害のある人は主に入所施設等での生活を余儀なくされ、地域社会から隔離されている状況が続いてきました。精神保健分野においても、精神科病院への長期入院が常態化し、入院中の虐待等が社会問題となっていました。

しかし、1980 年代以降、障害当事者自身が地域生活を求める声をあげ、国連をはじめとした国際的なノーマライゼーションの理念の普及とともに、国や地方公共団体も脱施設や地域移行を推進する施策へと転換を図ってきました。

2022 年（令和４年）８月に実施された「障害者権利条約の実施状況について」の対日審査では、「障害者差別解消法における救済手続きが確立されていないこと」「合理的配慮の法的基盤がないこと」「手話の公式言語として認知されていないこと」「女性や女の子が直面する暴力や虐待」などの問題が重要な検討課題として指摘されました。

今日では、地域共生社会の理念のもと、障害の有無にかかわらずすべての人が地域で生活できる社会を目指し、行政や支援機関が連携して取り組んでいます。障害のある人が地域で自立して暮らすことは、生活の場や共に暮らす人を自ら選択できる権利を保障されることであり、入所施設や精神科病院だけでなく地域においても様々な選択の機会と、共生を妨げないための支援の提供が求められています。

障害者基本法は、共生社会の実現を目的とし、障害者が自立し地域社会でその能力を最大限に発揮しながら社会参加できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。国の「第５次障害者基本計画」では、障害者が自己決定に基づいて社会参加し能力を最大限に発揮できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を妨げる社会的障壁の除去を基本理念と

しています。

さらに、2025 年（令和７年）６月に成立した「手話に関する施策の推進に関する法律」により、手話が言語として法的に位置付けられ、その普及や手話通訳者の養成、手話を活用した情報保障の充実が推進され、聴覚障害者のコミュニケーション支援が強化されました。また、障害者差別解消法も改正され、地方公共団体には合理的配慮の提供義務が課され、2024 年（令和６年）４月以降は民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。

本市の「第 5 次枚方市総合計画」では、「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」を基本目標とし、障害者や高齢者が地域で自立した生活を送る環境づくりを進めています。

今後も本市では、国の基本理念と関連法令を遵守しつつ、「枚方市障害者計画（第４次）」の理念を継承し、教育、福祉、まちづくり、社会参加支援、手話をはじめとするコミュニケーション支援などの施策を充実させ、誰もが地域で安心してその人らしく生活できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

第２節　基本目標

本計画は、「枚方市障害者計画（第５次）」「枚方市障害福祉計画（第８期）」「枚方市障害児福祉計画（第４期）」を一体的に策定したものです。アンケート調査の結果や法改正、法体系の変化などを考慮し、策定しています。

この間、本市では、「枚方市障害者計画（第４次改訂版）」の基本理念、基本目標に沿って、障害の有無によって、分け隔てられることがないよう、全庁的に取り組むとともに、市民ニーズや法改正などを捉え、適宜、必要な施策を講じてきたところです。

障害のある人が地域で住み続けるためには、社会生活全般にわたり、更なる理解促進、社会資源の整備、施策の充実が必要です。

本計画策定にあたり、市民アンケート調査結果、障害福祉サービス事業所及び障害者団体へのアンケート調査などで意見、ニーズの把握に努めてきました。これらのニーズ分析も踏まえ、本計画における基本目標は、基本的に前計画を継承するとともに、社会状況の変化や市民のニーズに合わせて、施策の展開、充実を図ることとします。

（１）　市民啓発及び地域との交流の推進

2016 年（平成 28 年）の「障害者差別解消法」の施行により、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が示されました。その後、2021 年（令和３年）に同法は改正され、2024 年（令和６年）４月１日からは「民間事業者による合理的配慮の提供」が義務化されました。

しかし、法改正から一定の期間が経過した現在においても、制度の趣旨や具体的な実践方法が市民や事業者等に十分に浸透し、定着したとは言えない状況にあります。このため、より多くの市民や事業者を対象に、障害者差別の解消や合理的配慮の具体的な実践に向けた啓発、及び障害に対する理解促進を一層進めます。

また、2016 年（平成 28 年）の「成年後見制度利用促進法」の施行以降、障害を事由に権利行使や意思決定に困難を抱える人々に対する権利擁護の必要性はさらに高まっています。障害等を理由に意思決定に困難を抱える人への権利擁護や、差別・虐待の早期発見・対応に向けた地域支援体制の強化が依然として重要な課題となっていることから、「障害者差別解消支援地域協議会」等の関係機関が緊密に連携し、差別や虐待の未然防止・早期発見と、発生時の迅速な解決に努めます。さらに、2025 年（令和７年）の「手話に関する施策の推進に関する法律」の施行により、手話が独自の言語体系を有する言語であることへの市民理解を深めるとともに、手話を使用しやすい環境整備や、手話を学ぶ機会の確保に努めます。

地域福祉活動の推進とともに、地域での交流促進については、障害者も積極的に地域

のイベントなどに参加できるよう啓発を行うとともに、本人に対しても参加を働きかけます。

（２）　障害者（児）が安心できるまちづくり

障害者が安心できるまちづくりには、アクセシビリティの確保が必要です。建物のみならず、道路や交通網などのバリアフリー化を図り、環境整備を進めます。また、障害者が地域で住み続けられるよう、障害者に対応した仕様の住宅の確保やグループホームの整備、自立した生活に向けての居室体験事業を推進します。

近年では、医療的ケア児など支援ニーズが多様化する中で、個々の状況に応じた柔軟な提供体制の確保が課題となっています。前期計画では、子どもの成長にあわせて、支援を継続的に発展し、とくに保育・療育・教育の切れ目のない連携を重視した取組を図ってきました。本計画でも障害のある子どもが健やかに成長できるよう、障害の有無にかかわらず、ともに理解しあい、ともに学び、ともに育つまちづくりの一環として、地域で生活を続けるための方策や、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育にかかる環境整備について充実を図ります。

近年の気候変動などにより、大規模な水害や地震などの自然災害が頻発しており、避難手段の確保や避難所での適切な生活支援、個別避難計画の作成などが、より喫緊の課題となっています。

今後は、これまでの災害やかつての感染症対応の経験を活かし、障害者をはじめとする避難行動要支援者に対する具体的な配慮や支援体制について、周知、啓発を行うなど、すべての人々が安心できるまちづくりに向けての様々な取組を進めます。

（３）　安心して生活できるサービスの確保と提供

障害福祉サービスに係る提供基盤は概ね順調に整備されており、市内の社会資源は充実してきています。ただし、サービスの種類によっては、事業者の参入が一定数でほぼ横ばいとなっている状況もみられます。今期計画では、サービス提供基盤を拡大すべき分野では引き続き多種多様な事業者の参入を呼びかけるとともに、事業者に対し研修等を実施し、サービスの量と質の両面での向上を図ります。

また、国は障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、2022 年（令和４年）に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたほか、2025 年（令和７年）には「手話に関する施策の推進に関する法律」が新たに施行されました。

これらの法律の趣旨を踏まえ、情報などのソフト面についてもバリアフリー化を図る

ため、多様な手法を用いて情報提供が図れるよう改善に努め、障害のある人の意思決定を支援します。また、様々な支援ツールによって障害のある人の情報収集と発信が容易になったことを契機に、より他者とコミュニケーションが円滑に進む環境整備をめざします。

（４）　自分らしい生き方を見つける・選ぶ

本市の職員としての障害者雇用やチャレンジ雇用を実施するとともに、民間事業所に対しても障害者の雇用や就労を働きかけます。今後も、一般就労に向けた支援の一層の充実に取り組みます。

枚方市自立支援協議会就労支援部会等の関係機関と連携を図るなど、就労継続支援事業所等における工賃向上に向けた取組を引き続き支援します。

また、障害のある人の社会参加と自己実現を推進する観点から、生涯学習や文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動といった、誰もが自分らしく過ごすことのできる活動を支援します。これらの活動を通じて障害のある人が地域や社会と交流し、自らのメッセージを発信できる機会の創出や充実に努めます。

（５）　身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

アンケート調査などでは、相談先を障害者相談支援センターとする人は、まだまだ少なく、相談支援を利用しない理由に「どんな内容を相談すればいいのか」「どんなサービスか知らない」などが多いことから、相談支援センターなどの整備促進、及び周知に努め、身近で分かりやすい相談窓口の更なる充実を図ります。

前期計画では、相談支援体制の構築を継続的に発展し、障害児福祉と関連する子育てや児童福祉分野、障害のある人の高齢化と関連する高齢者福祉分野などと連携して、地域での福祉分野すべてをつなぐ、総合的な相談支援体制の構築を図ってきました。

現在、福祉の各分野に関わる国の基本方針として示されている地域共生社会の実現のためには、相談支援について、地域の相談などを受け止めて自ら対応する機能、あるいは適切な支援機関につなぐ機能、多機能が協働するための中核あるいは伴走支援を担う機能などが求められています。そのためには、他の福祉分野を含めて、「どこに相談しても適切な支援につながる」相談支援体制の構築が課題となります。あわせて、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、ライフステージの節目や日々の暮らしに寄り添い、安心を感じられる伴走的な相談支援体制を確立します。

第３節　施策体系

基本目標	基本方向	施策
第１節 市民啓発及び地域との交流の推進	１　多様な啓発の推進	（１）人権・人命の尊重
		（２）虐待や差別の防止
		（３）合理的配慮
	２　地域との交流	（１）地域福祉活動
		（２）地域交流の推進と居場所づくり
第２節 障害者（児）が安心できるまちづくり	１　公共施設の整備等	（１）バリアフリーの整備
	２　保育・療育・教育の充実	（１）保育・療育・教育の充実
		（２）インクルーシブ教育・保育の推進
	３　災害対策	（１）自然災害（避難行動要支援者対策）
第３節 安心して生活できるサービスの確保と提供	１　地域生活への支援	（１）福祉サービス提供体制の充実と質の向上
		（２）多様なコミュニケーション
		（３）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	２　緊急時の対応	（１）障害ニーズに応じた対応
	３　保健・医療との連携	（１）保健・医療との連携
第４節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ	１　就労に向けた支援	（１）就労に向けた支援
		（２）就労に関する相談支援
		（３）工賃向上に向けた支援
	２　社会参加と多様な学習への支援	（１）生涯学習の推進
		（２）文化・芸術活動への支援
		（３）スポーツ・レクリエーション活動への支援
第５節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供	１　相談・支援体制の充実	（１）相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供
	２　関係機関との連携による支援の充実	（１）関係機関との連携による支援の充実

第４章

障害者計画（第５次）

第１節　市民啓発及び地域との交流の推進

１．多様な啓発の推進

■現状と課題

障害や障害者についての理解を深めるための多様な啓発を推進するには、障害の有無にかかわらずともに生きる社会の実現、ひいては人権・人命の尊重のため、障害や障害者についての理解を深める多様な啓発活動が必要です。

義務教育においては、小・中学校で、例えば、点字や手話の学習、車いす体験や地域の障害者関係施設との交流を行うなど、障害理解と体験的な学習を進めています。地域でともに学ぶ教育を推進し、義務教育の早期から継続的に障害者理解教育や人権教育を行うことが必要です。

地域においては、関係団体等の協力を得ながら、人権週間や障害者週間を中心に障害者に関する講演会や映画会などを実施しています。また地域活動支援センターにおいても、普及啓発事業を実施しています。毎年障害者週間の時期には、市と枚方市自立支援協議会共催の「ほっこりひらかた」などの啓発イベントを開催しています。今後も各種のイベント等の機会の充実が必要です。

市の広報については、広報ひらかたに障害や障害者に関する記事を掲載しています。今後も理解を深めるための啓発活動に取り組む必要があります。

市の職員については、毎年新入職員を対象に、人権研修として障害者差別解消に関する研修等を行っています。

また、障害を理由とする差別をなくし、合理的配慮が実践された誰もが生きやすい社会にしていくためには、市民や民間事業者に対しても、障害や障害者についての従来の「理解促進」の枠を超え、社会全体の行動変容（アクセシビリティ改善・合理的配慮の実践）を促す啓発活動が必要となります。

2025 年（令和７年）には手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）が施行され、手話の習得・使用に関する環境の整備、手話文化の保存・継承・発展、手話に関する国民の理解と関心などを基本理念とし、国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施することが義務付けられました。

本市では、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定しており、引き続き障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現を目指していきます。

虐待や差別の防止に向けては、判断能力が不十分な障害者の権利や財産を守るために、関係機関と連携し、成年後見制度に関する周知や相談に努めています。社会福祉協議会

が実施する「福祉サービス利用援助事業」の利用が増えていく中、「本人の意思尊重」、「地域連携」、「中核機関整備」が新たな柱となる制度改正に伴い、2022 年度（令和４年度）には、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」については ３ 年間の計画期間を終え、2025 年度（令和 7 年度）からは地域福祉計画に統合され、権利擁護支援を一体的に推進しています。また、必要な人には、市長による裁判所への後見等の申し立てや、後見人等への報酬支払いの助成を実施しています。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、本市においては、枚方市障害者虐待防止センターを設置し、市内障害者相談支援センターの協力とともに、相談・通報の受付及び対応を行っています。また、警察署や消防署、事業者連絡会等関係機関で構成する枚方市障害者虐待防止関係機関会議を設置し、虐待事案の発生要因等の分析や検証を行い、障害者虐待の防止と虐待事案に対する早期発見と適切な対応に取り組んでいます。

障害者虐待に関する相談・通報件数の増加とともに、虐待内容も複雑化しており、迅速な対応とともに、対応する職員のスキルアップが求められています。また、被虐待障害児支援については、枚方市児童虐待問題連絡会議において情報共有等連携を図っています。

差別の解消や合理的配慮については「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別として禁止し、差別の解消を推進する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正により、2024 年（令和６年）４月に「事業者の合理的配慮の義務化」が施行されました。本市においても、民間事業者等への周知、啓発に努めており、障害者差別に関する相談や対応を円滑に行うために関係機関のネットワーク組織として設置された「枚方市障害者差別解消支援地域協議会」においては、広範多岐に渡る障害者差別に関する相談について、関係機関と連携し、事業者等とも建設的対話による解決に努めています。また、職員が遵守すべき服務規律の一環として策定された「職員対応要領」や、「窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル」に従い、職員が窓口において障害のある市民に対応する際には、障害を正しく理解したうえで、適切な対応に努めます。

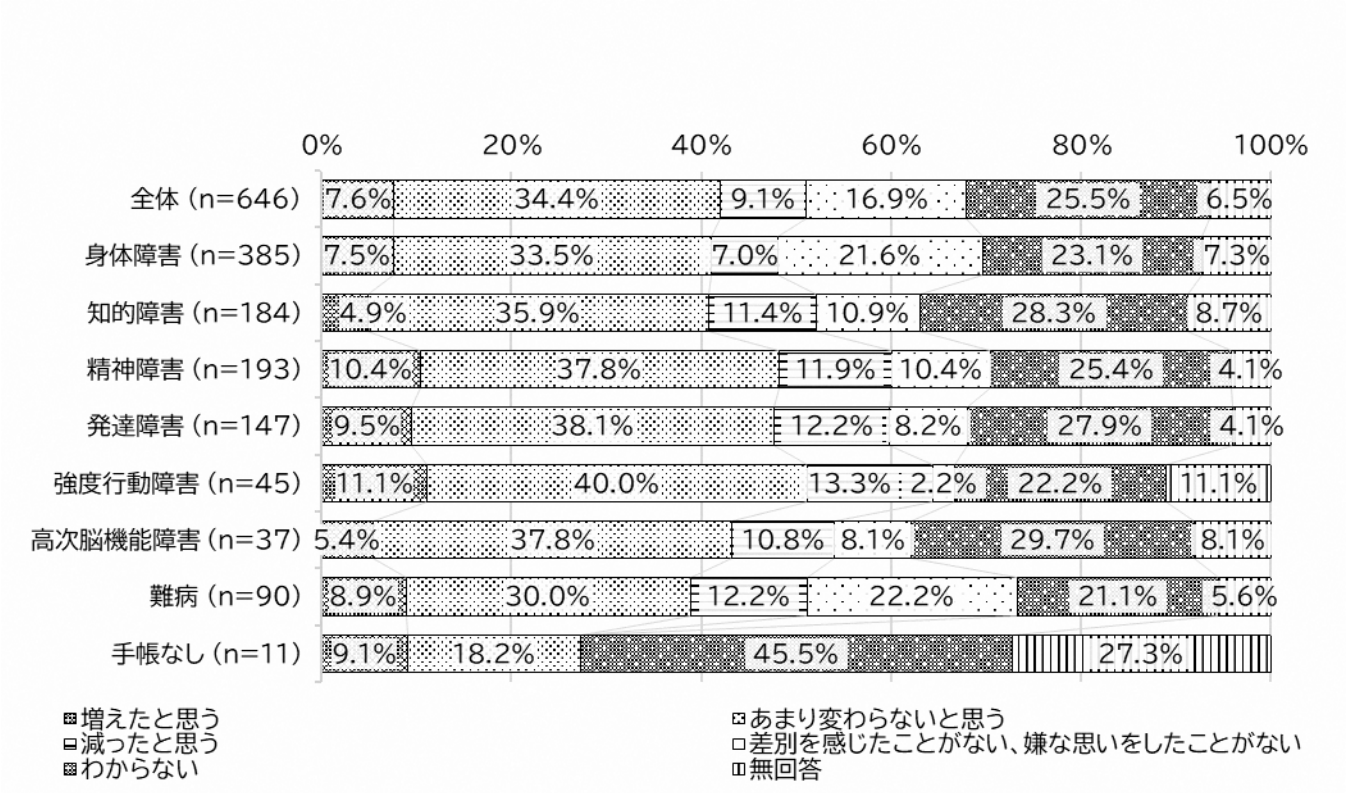
障害者に対する虐待や差別をなくすためには、障害に対する理解を深める啓発が重要であり、継続して啓発活動を行いながら、相談対応に努めていく必要があります。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「障害があることで差別や嫌な思いをすることは、この３年間で変わったように思いますか」との問いに対して、「あまり変わらないと思う」が 34.4%で最も多く、次いで、「わからない」が 25.5%となっていますが、「減ったと思う」「差別を感じたことがない、嫌な思いをしたことがない」を合わせると 26.0%であり、前回調査の 18.5%から増加しています。前回調査で「増えたと思う」割合を障害種別で

みると、前回最も高いポイントを示した高次脳機能障害のある人が今回は 5.4%と２番目に低くなっており、最も高い強度行動障害でも 11.1%にとどまり、身体障害・難病では「差別を感じたことがない、嫌な思いをしたことがない」が比較的多くなっています。また、「減ったと思う」割合は強度行動障害のある人で 13.3%と最も高くなっていることなどから、目に見える顕著な差別事例は減少傾向にあることが推測されます。

【グラフ１：障害があることで差別や嫌な思いをすること
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



※第４章のグラフの見方

●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。

●複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

●図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

●図表等の「N（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

■施策の基本的な方向

人権擁護を推進するため、行政が関係団体・機関等と協力し、市民や各種団体等を対

象として、あらゆる差別の撤廃に向けた啓発・広報活動を推進します。また、行政職員を対象として、人権や障害、手話等に関する研修を実施します。

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度等の制度の一層の周知により、利用の必要な人への情報提供や相談、支援の充実に努めます。そのため、2025年度（令和７年度）に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を統合した「地域福祉計画」での取組と足並みを揃え、成年後見制度に限定せず、虐待や差別への対応も含め、一体的に権利擁護支援の制度を利用しやすくするよう取り組みます。

関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止及び相談・通報に対する迅速な対応に努めます。また、枚方市障害者差別解消支援地域協議会による関係機関とのネットワークを活用し、大阪府とも連携を図りながら、障害者差別に関する相談に適正に対応していきます。

教育機関と連携して、学校教育での障害への理解を進めます。また、広報や市のホームページ、イベントの開催などを活用して、障害や障害のある人への市民の理解を深めるとともに、事業者に対しては合理的配慮の提供義務について意識付けを行っていきます。

（１）人権・人命の尊重

施策名	取組	所管課
人権尊重のまちづくりへの総合的取組	人権尊重の理念の浸透と障害者への差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向け、啓発や学習を進めていきます。	人権政策課 支援教育課
職員研修の実施	障害に関する理解を深めるため、人権や障害に関する職員研修を行います。また、手話研修など、障害への理解認識を深める取組を継続します。	人事課 障害支援課

（２）虐待や差別の防止

施策名	取組	所管課
障害者の権利擁護と成年後見制度の利用援助の充実	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等の権利擁護を図るために、成年後見制度について、相談を受け援助できる体制を整備し、事業の充実に努めます。	健康福祉総合相談課 障害支援課
権利擁護のための制度等の周知	成年後見制度や社会福祉協議会が実施している権利擁護のための取組について障害のある人・認知症高齢者や家族への周知を図るとともに、広報、パンフレットの発行や窓口等における情報を提供します。	健康福祉総合相談課 障害支援課
虐待への対応	障害者への虐待防止のため、障害者虐待防止センターで、24 時間 365 日体制で相談・通報に対応します。関係機関と連携し、虐待発見後の迅速、かつ適切な対応を図ります。	障害支援課
障害者差別解消法への対応	障害者に対する差別の解消に資する取組として、関係機関とネットワーク組織を構築し、情報の収集及び共有を図ります。相談事案に対し、関係機関や大阪府と連携し、差別解消に向けた取組を推進します。	障害支援課

（３）合理的配慮

施策名	取組	所管課
障害者への理解を深める教育	小・中学校においては、学年に合わせて、様々な障害に関する障害者理解教育を進めます。	支援教育課
情報発信	広報ひらかたやホームページをはじめ、様々な媒体を通して、障害や障害者に関する啓発活動及び取組などの情報を広く発信していきます。	広報プロモーション課 障害企画課 障害支援課

施策名	取組	所管課
イベントの開催	障害や障害者への理解を促すため、周知・啓発や、様々な啓発イベントやキャンペーンを開催します。	人権政策室 障害企画課
選挙のお知らせ	枚方市議会議員選挙及び枚方市長選挙の際、視覚障害者への情報提供のため、選挙公報の点字版と音声版を作成します。また、聴覚障害者への情報提供のためには、選挙公報の手話翻訳を映像化したＤＶＤを作成します。	選挙管理委員会事務局
手話に関する施策の推進	手話施策推進法の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、こども・保護者に対する手話に関する情報提供、乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、大学等における配慮、地域における生活環境の整備、市民の理解と関心の増進、及び人材の確保等に取り組むよう努めます。	政策推進課 障害企画課 公立保育幼稚園課 まるっとこどもセンター

■【参考】地域福祉計画

枚方市では、2025年度（令和７年度）に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を「枚方市地域福祉計画」に統合し、引き続き成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、成年後見制度に限定しない、地域において一体的な権利擁護に関わる支援を必要とする高齢者や障害者、児童などへの相談・支援体制の充実を図っています。

「枚方市地域福祉計画」においては取組内容を記載し、行政の担当各課や社会福祉協議会などが、市民後見人の養成や地域連携ネットワークの構築、成年後見制度の広報・啓発などに連携して取り組むものとします。また、法人後見を行う事業所の増加に向けた啓発事業に取り組みます。

２．地域との交流

■現状と課題

障害のある人が、地域の中で生活し、地域社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できる社会の実現に向けて、ともに支え合い、助け合うまちにするためには、ボランティアや交流活動、また居場所づくりを推進することが重要です。

本市では、「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る」を基本理念とする「枚方市地域福祉計画（第５期）」に基づき、地域福祉の推進に努めています。

取組としては、夏季のボランティア体験プログラムを、関係団体と協力して実施するなど、ボランティア体験の機会の提供等に取り組んでいます。

地域の中での障害者の居場所として、気軽に立ち寄り、交流できる地域活動支援センターについてはⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型と、それぞれ特色を持った取組を行い、地域との交流の場として活動していることから、今後も、地域活動支援センターと協力して身近な居場所づくりに努めることが必要です。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「余暇にしたい活動をするために何が必要ですか」との問いに対して、全体では「特にない」を除くと、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」が２８.6%と最も高く、次いで「交通機関や公共施設の改善」が 19.8%、「介助者や支援者の付き添い」が 19.7%、「イベントなどの情報が簡単にわかる仕組み」が 16.7%などとなっています。障害種別にみると、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」については、どの種別でも高くなっていますが、「介助者や支援者の付き添い」が強度行動障害のある人は 48.9%、知的障害のある人は 36.4%、「交通機関や公共施設の改善」については高次脳機能障害のある人では 32.4%、難病患者では 30%と他の障害種別に比べて高い傾向にあります。

（p.32　グラフ 2-1 参照）

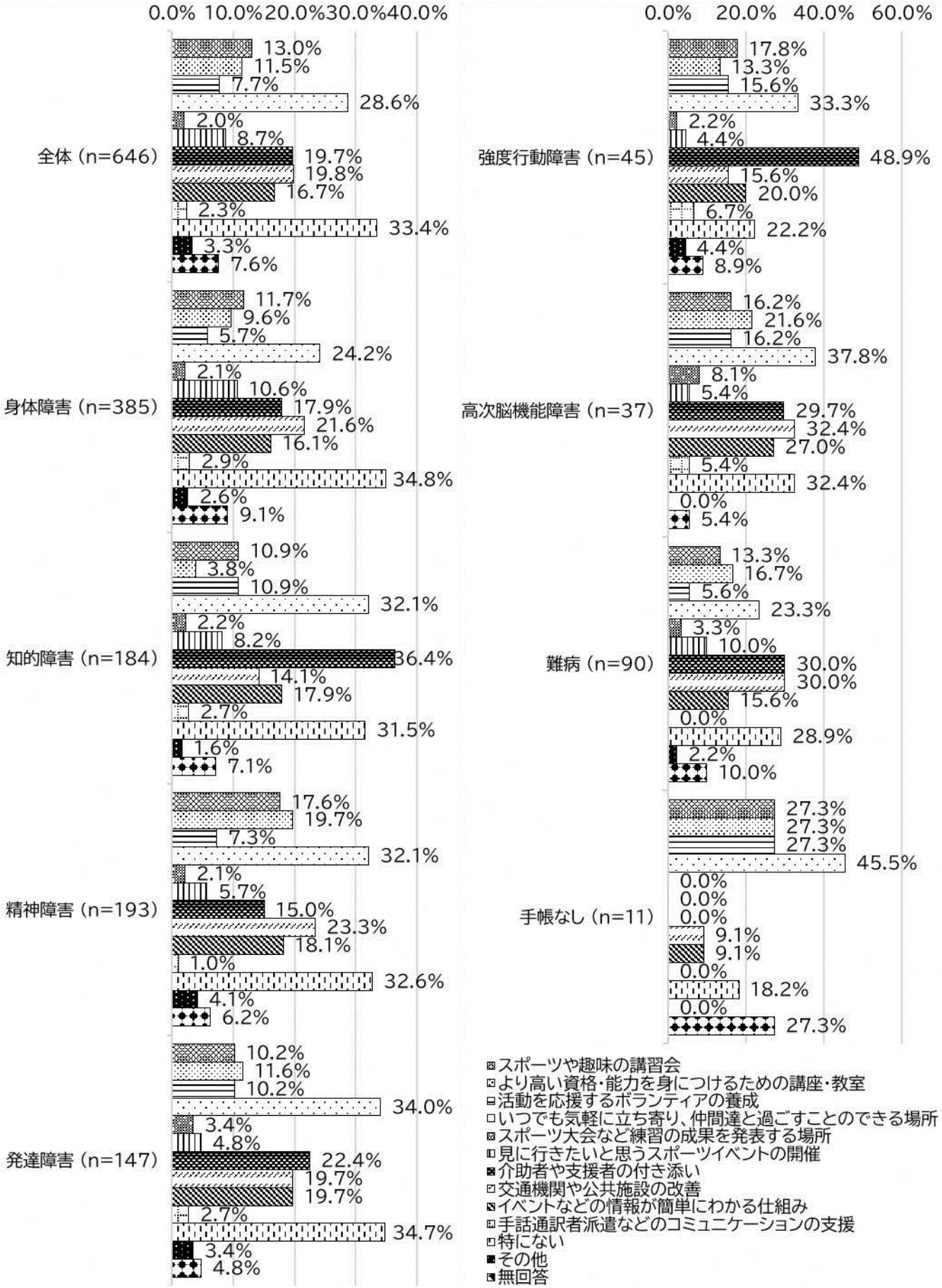
また、18 歳未満の児童では「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」が 45.8%と最も多く、次いで、「介助者や支援者の付き添い」が 30.1%など高い傾向にあります。前々回の調査から引き続き、居場所づくりが重要であることを示す結果となり、今後も身近な居場所づくりに努めることが求められています。

（p.33　グラフ 2-2 参照）

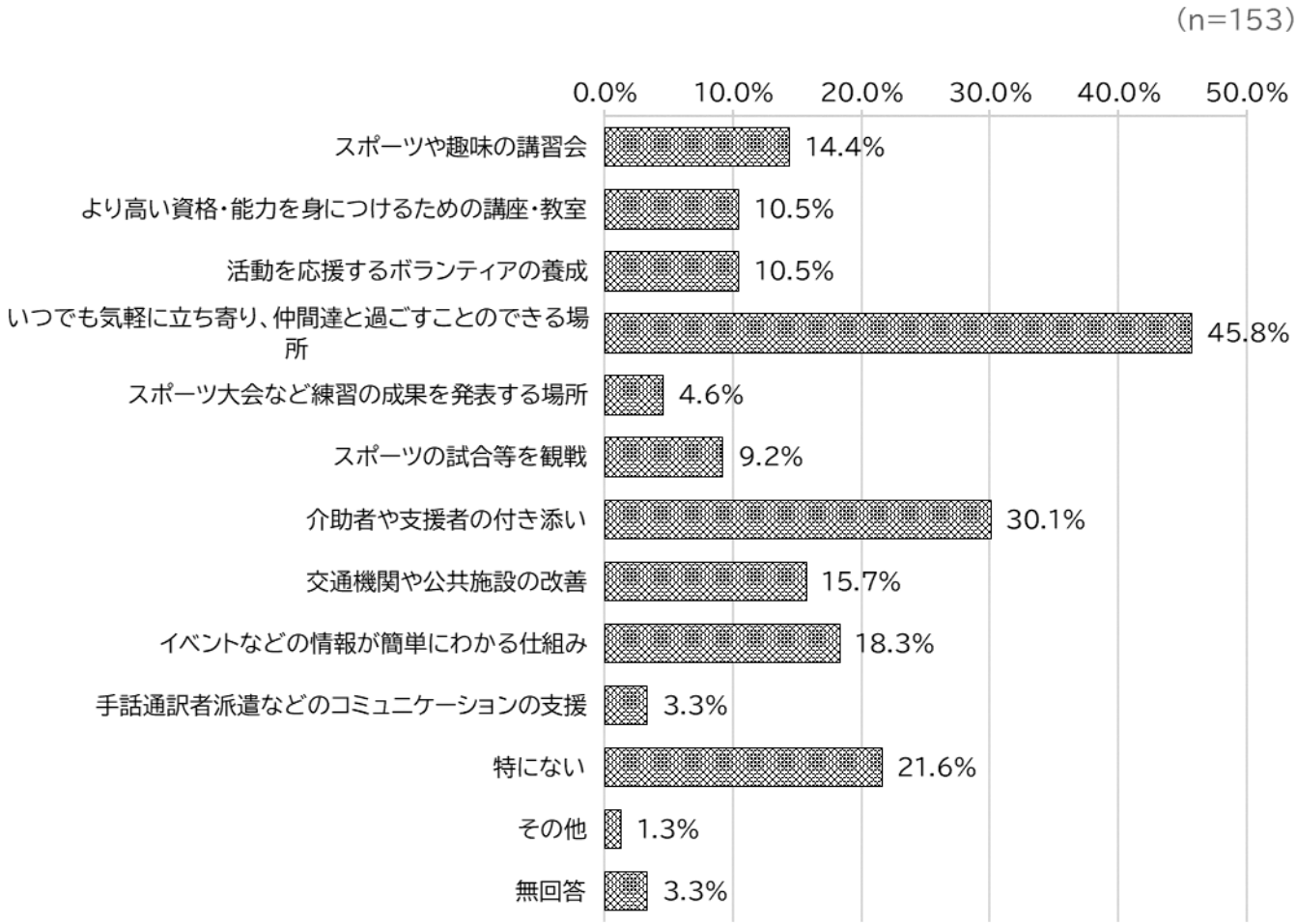
また、文化・芸術活動の機会については、「ある」が 46.1%、「ない」が 49.8%となっており、活動や鑑賞したことのあるものについては、「映画」が 73.1%と最も多く、次いで、「美術」が 70.5%などとなっています。「美術」については自分でつくるという

回答が 15.8%と高い割合を示すなど、芸術活動にも意欲的に参加していることが窺え、余暇について多様な過ごし方を支援することが求められています。
（p.34　グラフ３-１、３-２参照）

【グラフ 2-1：余暇活動をするために必要なこと（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】

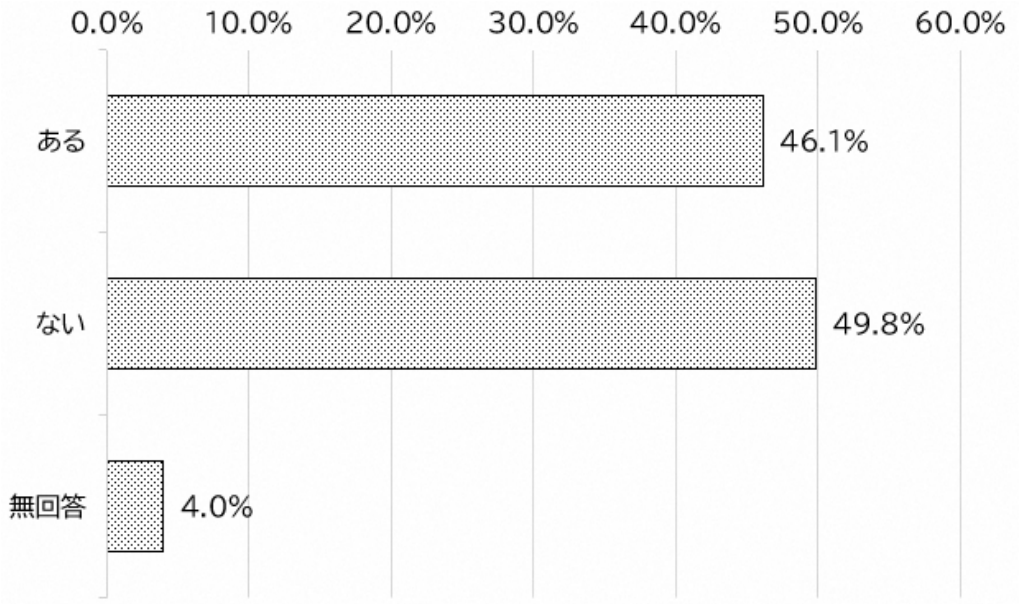


【グラフ 2-2 余暇活動をするために必要なこと（複数回答・18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】

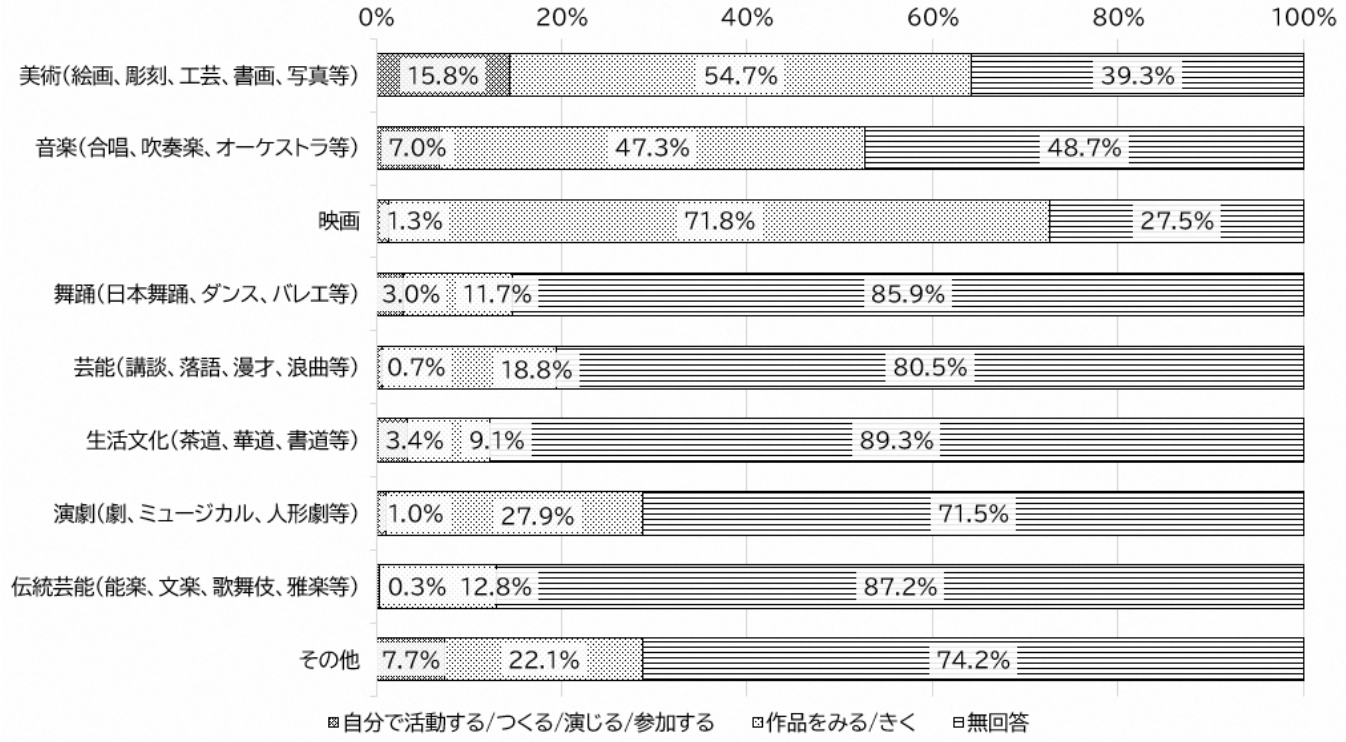


【グラフ 3-1：文化・芸術活動、作品などの鑑賞の機会

（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 3-2：文化・芸術活動、作品などの鑑賞の経験（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

地域福祉の考え方を広報・啓発し、ボランティア環境の整備や、ボランティア体験を推進することにより、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、地域住民からの身近な支援のある環境づくりに取り組みます。また、上位計画である「枚方市地域福祉計画」に基づき、複数分野の福祉計画と連携して、市民ボランティアなどによる包括的・総合的な支援を推進します。

さらに、地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所などと連携して、スポーツや文化などのイベントを開催し、障害のある人同士や、障害のある人と地域住民との交流を推進します。そういった交流の機会や拠点を整備することにより、障害のある人が気軽に楽しめる居場所づくりを進め、すべての人が地域社会に参加できるまちづくりに努めます。

（１）地域福祉活動

施策名	取組	所管課
地域福祉の推進	市民一人ひとりが主体的に地域福祉活動に参加できるよう、地域福祉活動に関する啓発や参加のきっかけとなるセミナー等を開催します。	健康福祉政策課
ボランティア活動支援体制の整備	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）等と連携して、ボランティアが円滑に活動できるよう必要な環境整備を図ります。	健康福祉政策課
ボランティア体験の推進	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）等と連携して、誰もが参加できるボランティア体験事業を推進します。	市民活動課 健康福祉政策課

（２）地域交流の推進と居場所づくり

施策名	取組	所管課
交流機会の充実	サービス事業所等と連携し、障害の有無にかかわらずともに楽しめるレクリエーションや文化・スポーツ活動等の交流機会の充実を図ります。	障害企画課
身近な居場所づくり	障害者が日常的に、気軽に立ち寄り時間を過ごせる身近な交流拠点を、地域活動支援センターとの連携によって確保します。	障害企画課

第２節　障害者（児）が安心できるまちづくり

１．公共施設の整備等

■現状と課題

2021年（令和３年）に開催された東京2020オリンピック・パラリンピックや、2025年（令和７年）の大阪・関西万博などの開催を契機として、まちのバリアフリー化は全国的に進められてきました。障害のある人の自立と社会参加を支援し、快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、誰もが安心して生活できる建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人も利用できるようなアクセシビリティに配慮したまちづくりを進めることが必要です。

本市では、障害のある人や高齢者等に安全・快適に安心できるやさしいまちづくりの実現のため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」など関係法令等に基づき、施設や環境等の整備に取り組んでいます。公共建築物については、改修工事の際、オストメイト、多目的トイレ等の整備を進めるほか、手すり、エレベーター、スロープ等の設置を取り入れてきました。

公園施設については、既設公園における出入口の段差解消や階段の手すり、園路のスロープなどの更新、改修を行い、全ての人が利用しやすいよう、バリアフリー化を進めています。

交通環境については、移動等円滑化の推進のため「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、市内の駅及び周辺道路等の本市におけるバリアフリー化事業について、各事業者や施設を利用する当事者からなる枚方市バリアフリー推進協議会を開催し、段階的にバリアフリー化を図っており、市内全12駅ではエレベーターやスロープ等の設置により移動円滑化された経路を確保し、一定の整備が完了しています。また、2021年（令和３年）１２月に創設された、「鉄道駅バリアフリー料金制度」に基づき、枚方市駅においてホームドアの整備が進められています。駅周辺においては、道路特定事業計画に基づき、段差、勾配の改善等バリアフリー化を行っています。

移動や交通の安全を図るため、歩道上の障害物排除についても、違法駐車・放置自転車の移送や不法占用物の撤去指導等を行っています。

しかし、多くの市民が日常的に利用する施設や道路等が、必ずしも障害者に十分配慮されているとはいえません。

また、住環境について、障害者自身が、誰と、どこで、どのように暮らすのかを選択できる社会を実現するために、地域において障害特性に対応した住宅の確保・改善を進めていくことが重要です。

障害者の住まいの確保については、地域で暮らすための基盤となるグループホームの整備を進める一方で、グループホームの整備促進にあたっては、消防設備の義務化への対応や支援員の確保、周辺住民の理解等、様々な課題があります。

住まいの確保・改善を進めるとともに、情報の収集及び提供と相談の充実が課題となっています。

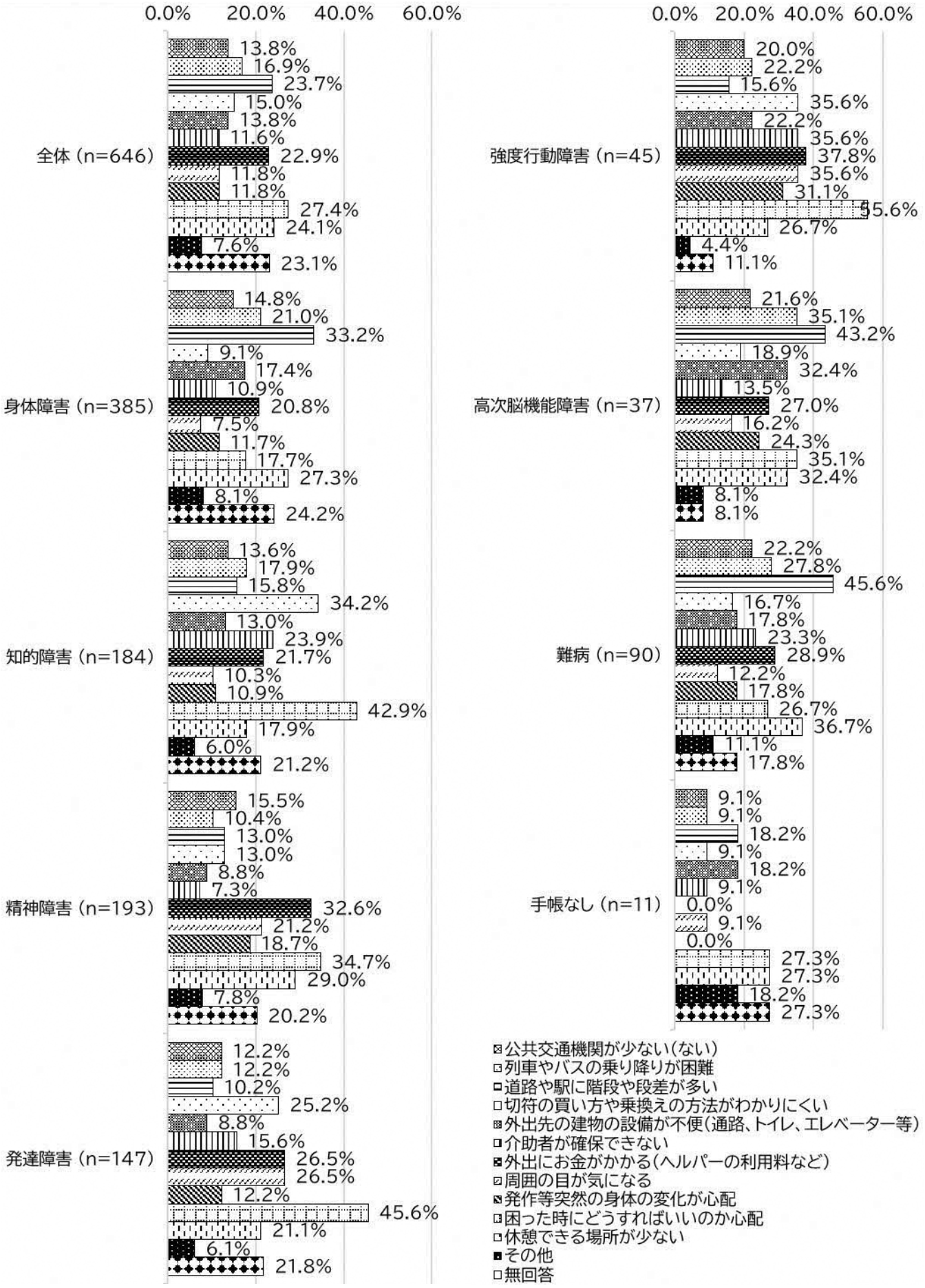
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「外出について困ることは何ですか」の問いに対して全体では、「困った時にどうすればいいのか心配」が 27.4%と最も高く、次いで「休憩できる場所が少ない」が 24.1%と高くなっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では、「道路や駅に階段や段差が多い」、「休憩できる場所が少ない」、知的障害のある人では「困った時にどうすればいいのか心配」、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」、精神障害のある人は「困った時にどうすればいいのか心配」、「外出にお金がかかる（ヘルパーの利用料など）」と、それぞれの項目が他の障害種別に比べて高い傾向があります。また、18 歳未満の児童では「困った時にどうすればいいのか心配」が 44.4%と高い傾向にあります。

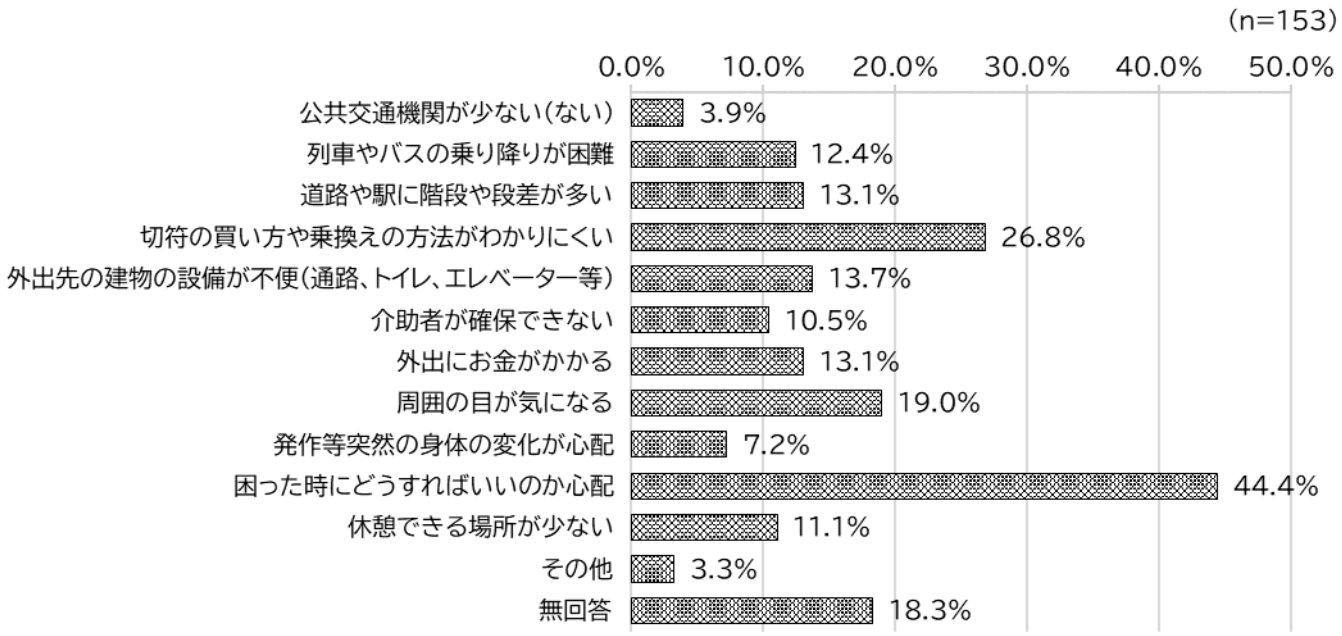
道路や駅に階段や段差が多いことや外出先の設備が不便なことなど、外出に際し多くの困りごとがあることが明らかで、今後も各施設等において順次整備を図ることが求められています。また、公共交通を利用する際の分かりやすい説明へのニーズが高く、コミュニケーション手段の整備も重要です。（p.39　グラフ4-1 及び P40　グラフ4-2参照）

また、「今後４年以内にどのように暮らしたいか」の問いに対しては全体では、「家族と一緒に暮らしたい」（56.8%）が最も高く、次いで「一人で暮らしたい」（21.4%）と高くなっています。（p.41　グラフ５参照）

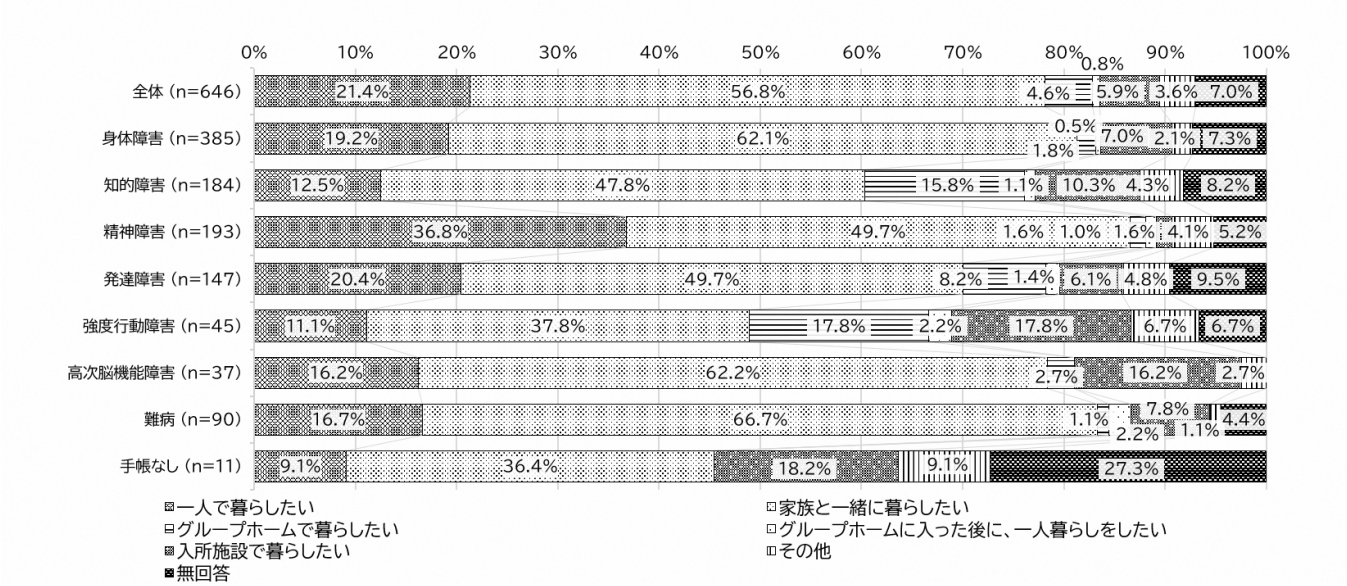
【グラフ 4-1：外出について困ること（複数回答・18 歳以上）（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 4-2：外出について困ること（複数回答・18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ５：今後４年以内にどのように暮らしたいと思いますか
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

引き続き「枚方市交通バリアフリー基本構想」などに基づき、公共施設や公園、道路などが、障害のある人を含めたすべての人に利用しやすく、居心地のよいまちづくりを進めます。安全で快適に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共施設の整備・改修に際しては、多目的トイレやスロープを設置して一層のバリアフリー化を進めることで、生活環境全体のアクセシビリティの確保に取り組みます。

また、住環境については、グループホームの整備促進や、重度の障害のある人が活用しやすい住宅改造の助成などを行い、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを目指すとともに、そういった住宅や生活全般に関わる情報の収集、セーフティネット住宅情報提供システムの活用、新たに居住支援法人等との連携による取組を開始するなどにより、住まいを必要とする人への分かりやすい相談支援・情報提供につなげるよう努めます。

（１）バリアフリーの整備

施策名	取組	所管課
公共施設の整備・改善	誰もが利用しやすい公共施設をめざし、市有施設の整備・改修に際し、バリアフリートイレ、スロープ等を設置し、バリアフリー化を進めます。	各施設所管課 施設整備課
学校環境の整備	誰もが安心して通えるよう、バリアフリートイレ、スロープに加えて計画的にエレベーターを設置するなど、環境整備を進めます。	施設計画課 施設整備課 施設管理課 教育政策課
公園の整備・改善	すべての利用者がより円滑に利用できるよう公園施設の更新、改修、撤去等を行い、バリアフリー化を順次進めます。	公園みどり課

施策名	取組	所管課
駅及び周辺のバリアフリー化	障害者が安全で快適に移動できるよう、「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設などバリアフリー化を図るとともに、利便性や安全性の向上促進を図るため関係機関等との連絡調整を行います。	土木政策課 道路河川整備課
枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業におけるバリアフリー化	本市の中心市街地として魅力あふれる賑わいのあるまちの実現に向けた再整備を進める中で、事業区域内におけるバリアフリー化を図り、利便性や安全性の向上に取り組みます。	市駅周辺まち活性化部
歩道環境の改善	障害者の通行の妨げとなる放置自転車や不法占用物を撤去、めいわく駐車への指導とともに、市民啓発を進めます。	道路河川管理課 交通対策課
交通安全施設の設置	すべての人が安全に通行できるよう、ポストコーン、転落防止柵など交通安全施設の整備を行います。	交通対策課
福祉移送サービス	障害者の社会参加の機会を拡充するため、福祉有償運送運転者養成講習会を実施し、移送サービスを提供できる人材を養成することで、サービス提供の確保を図ります。	障害支援課
グループホームへの支援	グループホームのバリアフリー化若しくはスプリンクラーの設置等を行う事業者へ支援を行い、重度の障害者の地域移行の促進に努めます。	障害企画課
住宅改造助成	重度障害者に対する住宅改造費の一部助成については、さらなる周知を図り、利用の促進に努めます。また必要な対象者がより活用しやすくなるよう適切に事業を実施します。	障害支援課

施策名	取組	所管課
住まいに関する相談と情報提供	住宅を含めた生活全般に関する相談を、市内の相談支援事業者等で実施していくとともに、情報収集・提供に努めます。 障害者等を含む住宅確保要配慮者に対して、居住支援法人等と連携して、相談・支援を実施します。	健康福祉総合相談課 障害企画課

２．保育・療育・教育の充実

■現状と課題

心のバリアフリーを推進するためには、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」保育・教育を継続して進めることが必要であり、障害のある子どもの健やかな成長を育むためには、障害に応じた発達支援を充実させることが重要です。

障害の早期発見・早期対応については、乳幼児健診を行い、障害の早期発見、育児相談、関係機関と連携等の支援を行っています。また、経過観察が必要な子どもと保護者を対象に、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）を実施しています。また、NICU（新生児集中治療室）から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療や発達支援等が受けられるよう支援しています。

地域の公私立保育所（園）、認定こども園においては、障害のある子ども等の受入れを行っています。障害児保育制度の認定を受けた子どもへの支援として、必要に応じて加配保育士の配置等を行っています。また、専門の相談員による巡回・保育相談を公私立の保育所（園）、幼稚園、認定こども園に行い、保育・教育の手立ての指針にするとともに、保護者面接も適宜実施し、関係機関とも連携を取りながら、相談・助言を行っています。保育士等への支援としては、公私立合同の研究会を実施するなど、枚方市全体の障害児保育の資質の向上に努めています。

一方、公立幼稚園においては、支援を必要とする幼児について講師を加配し、また、支援教育コーディネーターを中心に園における支援体制を構築し、教育活動を推進しています。

市立ひらかた子ども発達支援センターでは障害種別を問わず、障害や発達に関わる相談に幅広く応じるとともに、子どもたち一人ひとりの発達状況や障害特性に合わせた専門的な保育･療育を提供することにより、子どもの健やかな成長発達を促し、その可能性を広げ、家庭・地域での育ちや暮らしを支えるため、通所での支援やリハビリテーションの提供を実施しています。

放課後等デイサービス事業については、利用ニーズも高く、利用実績も増加傾向にあります。これは、利用者本人にとっては放課後等の活動場所ができること、保護者にとっては､療育が受けられることや休息の確保ができることなどの理由によるものですが、一方では、サービス量の急増に伴い、質の確保が課題になっています。

一方、児童の放課後対策として行っている留守家庭児童会室については、受入れ対象学年の拡大に伴い、障害の有無にかかわらず、すべての小学校の留守家庭児童会室に通室できる状況となっており、子どもたちがともに学び、ともに遊び、ともに体験できる

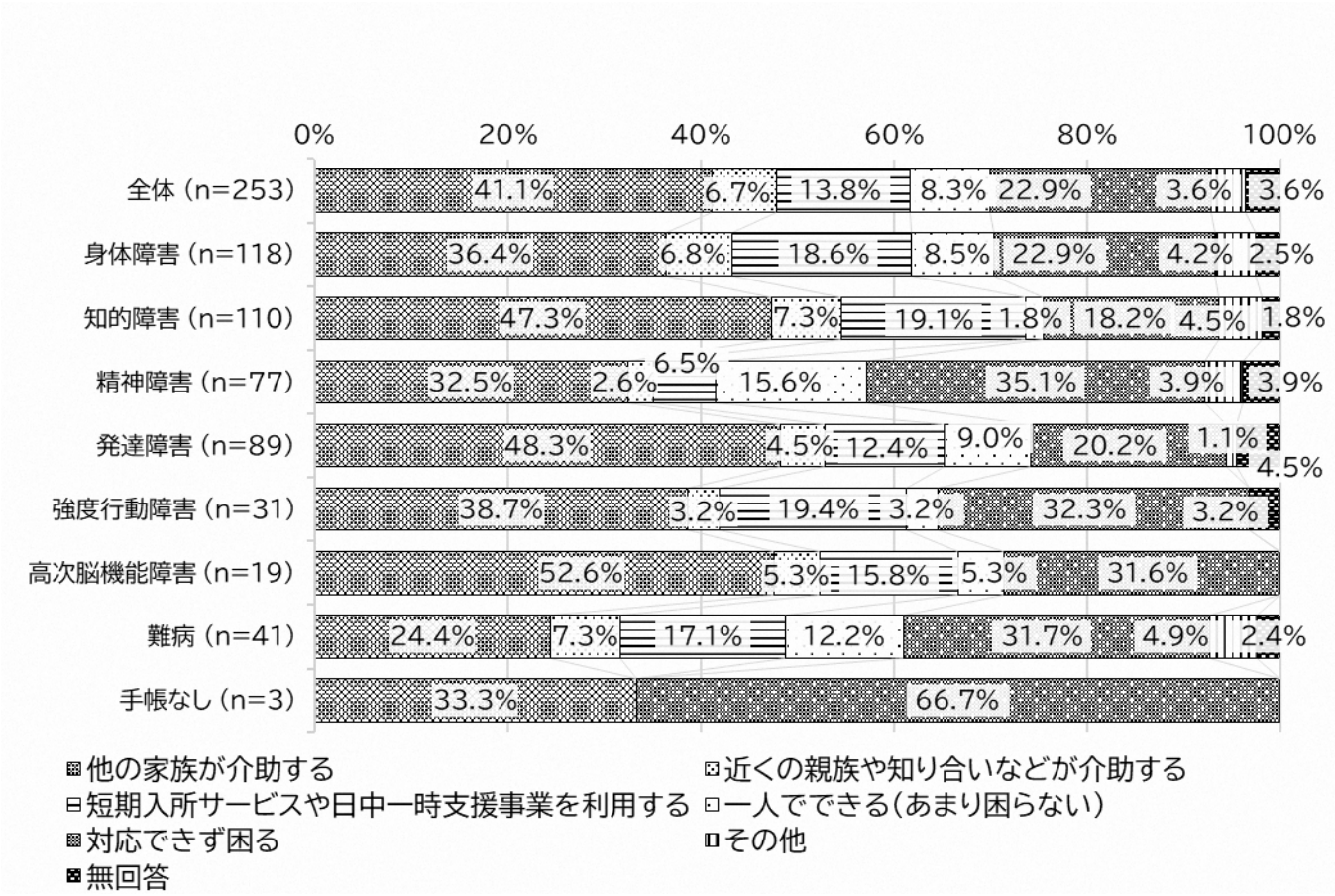
環境づくりを進めることなどで、今後さらに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）をより一層推進していきます。

【障害者アンケート結果】

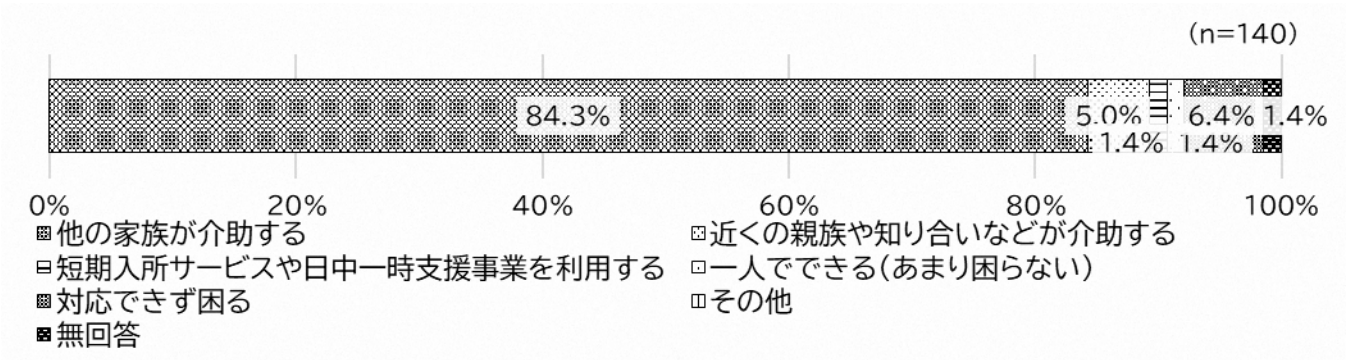
アンケート調査では、「主な介助者が病気・事故・休養等で一時的に介助ができなくなった場合の対応」の問いに対して、18 歳未満の児童では、18 歳以上の成人と比べて「他の家族が介助する」が 84.3%と最も高く、「短期入所サービスや日中一時支援事業を利用する」が 1.4%と低くなっています。また、「対応できず困る」と回答された人は成人では 22.9%、児童では 6.4%となっています。（p.47　グラフ6-1、6-2参照）

子どもの介助は家族や親族に頼る傾向がみられ、家族や親族で対応できない場合に必ずしも適切な福祉サービスの利用につながっていない傾向も窺われることから、今後も引き続き、福祉サービスの周知・啓発、及び障害者の居場所づくりに努めてまいります。

【グラフ 6-1：介助者が一時的に介助ができなくなった場合の対応（18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 6-2：介助者が一時的に介助ができなくなった場合の対応（18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

乳幼児健康診査や新生児聴覚検査などを通じた障害の早期発見に努めます。また、健診後には経過観察などのフォローを通じて、NICU 退院時には医療機関との連携を通じ早期対応に努め、子どもと保護者への発達相談や療育と医療の連携などを図り、育児支援を充実させるとともに、子どもの健やかな成長や発達を支援するよう努めます。個別の療育や保護者への指導などをきめ細やかに提供するとともに、医師等の専門職による相談やリハビリテーションの提供の充実などに努めます。また、支援を必要とする子どもや保護者を対象に「地域子育て支援事業」や子育て講座などを実施し、子どもの発達や障害への理解を深め、障害のある子どもの地域社会への参加を促進するなど、インクルージョンを推進していきます。

庁内と、療育機関、保育・教育機関、福祉施設などの関係機関の連携を推進し、障害児等関係機関連絡会議などを通じた情報の共有に努めることで、総合的な支援を充実し、子どもへの切れ目のない支援体制の強化を図ります。

障害のある子どもが地域の中で「ともに生き、ともに育つ」ために、障害の有無にかかわらず成長できるよう配慮するとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた保育、就学前教育を行えるように、職員の専門知識の向上や、適切な人材配置などに取り組みます。

小・中学校などでの教育においては、専門家による巡回相談を活用するなど、子どもと保護者への相談の機会や、教職員への助言の機会の充実を図ること、保育所等においては医療的ケア児の入所を安全かつ円滑に進めるため市独自のガイドラインを策定し、当該児が必要な配慮のもと他の子どもと等しく保育を受けられるよう取り組むなど、インクルーシブ教育・保育を推進します。また、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、留守家庭児童会室など、休日、放課後や長期休暇における障害のある子どもへの支援の充実を図り、地域での子どもの居場所づくりを推進します。

（１）保育・療育・教育の充実

施策名	取組	所管課
乳幼児健康診査の推進	乳幼児健康診査・新生児聴覚検査において、障害の早期発見・早期対応に努めます。また、健診時やその後のフォローを通じて保護者の育児支援に努めます。	まるっとこどもセンター
早期対応の充実	健康診査等の結果、発達の経過観察が必要な子どもと保護者に対し助言・指導を行い、必要に応じて療育や医療との連携を図ります。また、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）においては、小集団での親子の保育を通じて、保護者の育児支援等、早期の対応に努めます。 医療機関の入院から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療・療育が受けられるよう支援します。	まるっとこどもセンター
療育の充実	個別療育、保護者指導等、きめ細かな療育の提供を対象児童に行います。 市立ひらかた子ども発達支援センターにおいては、日々の生活を基盤とした個別・集団的な療育を実施するほか、医師の指示の下、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いて、個々の状況に応じたリハビリテーションを実施し療育の充実に努めます。	障害支援課 市立ひらかた子ども発達支援センター

施策名	取組	所管課
地域療育の推進と地域との連携	市立ひらかた子ども発達支援センターでは、センターと地域の保育所、幼稚園に通う子どもとの交流を図ります。また、発達上支援を必要とする子どもとその保護者を対象に、「地域支援事業」を実施し、子どもの成長と保護者の子ども理解の促進に努めます。加えて、子どもの成長や発達に見通しをもってもらうことを目的に、「子育て講座」を実施します。 まるっとこどもセンターでは、在宅の障害児等に対して医師等専門職による療育相談や保健師による相互交流支援、介護者支援等行うとともに、地域療育との連携を図ります。	市立ひらかた子ども発達支援センター まるっとこどもセンター
関係機関との連携	まるっとこどもセンター、療育機関、保育所（園）、幼稚園等から小学校、小学校から中学・高等学校、中学・高等学校から進学先・施設・就職先へと発達障害のある児童を含め障害児童のニーズに応じた進路の選択が行えるよう、庁内及び関係機関との連携を図ります。枚方市障害児等関係機関連絡会議において、障害のある児童及びその周辺の児童（健診等でのフォロー児童等）並びにその家族が抱える様々な問題に対して、情報交換、意見交換等を行い、関係機関の連携を図ります。また、公的制度や支援内容、相談機関等をまとめたガイドブック「福祉・教育のてびき」子ども版をより分かりやすく改訂します。	障害支援課 公立保育幼稚園課 市立ひらかた子ども発達支援センター まるっとこどもセンター 支援教育課 放課後子ども課 教育指導課

施策名	取組	所管課
保育と就学前教育の充実	保育所（園）・幼稚園等において、「ともに生き、ともに育つ」保育を実施するとともに、職員の研修や必要な人材の配置等により、障害のある子どもの支援体制の強化を図ります。	私立保育幼稚園課 公立保育幼稚園課 まるっとこどもセンター 教育研修課 教育指導課
放課後等デイサービスの充実	小・中・高等学校に就学する障害児の授業終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や支援を行い、療育の充実を図ります。	障害企画課 障害支援課
日中一時支援事業の充実	利用しやすい運用に努め、サービスの充実を図ります。	障害企画課 障害支援課
留守家庭児童会室運営事業	2018 年度（平成 30 年度）より、第１学年から６学年までの全学年の児童の受入れを行っています。障害のある児童については、職員の研修や職員の配置、また学校との連携等により、保育環境や支援の充実を図ります。	放課後子ども課
通学支援の充実	ひとりで通学が困難な児童を対象として、保護者の就労や病気療養等のやむを得ない理由がある場合に通学ガイドヘルパーを派遣し、通学の支援を行います。	障害企画課 障害支援課
進路指導の充実	関係機関との連携を強化しながら、卒業後の進路選択の幅が広がるよう、進路指導の充実を図ります。	支援教育課
巡回相談・保育相談	専門の相談員による市内保育所、幼稚園等を巡回し、発達検査の実施や保育相談、行動観察、保護者との面談、及び保育士への助言を行い、子どもの発達の支援を行います。	市立ひらかた子ども発達支援センター

（２）インクルーシブ教育・保育の推進

施策名	取組	所管課
障害のある児童への教育の充実	小・中学校において、個別の教育支援計画等を活用し、障害のある児童・生徒等のニーズに応じた適切な教育を行えるように努めます。また、教職員研修の充実や、支援学校などのスタッフ及び専門家による巡回相談を活用しながら、教育の充実を図っていきます。	支援教育課 教育研修課
相談の実施と保護者との連携	障害のある児童・生徒の保護者への相談を行うとともに、保護者と学校の連携強化を図ります。	支援教育課
医療的ケア児の受入れ体制整備	2021 年（令和３年）９月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、2022 年（令和４年）８月に医療的ケア児の受入れ体制を整備するため市独自の保育所等における当該児の受入れに関するガイドラインを策定し、本ガイドラインに沿って当該児の保育所等への入所を安全かつ円滑に進めます。	私立保育幼稚園課 公立保育幼稚園課 保育幼稚園入園課 支援教育課

３．災害対策

■現状と課題

近年、全国各地において頻繁に災害が発生しており、災害対策については国においても喫緊の課題となっています。2011 年（平成 23 年）の東日本大震災や 2016 年（平成 28 年）の熊本地震、さらには近年の大規模地震災害において、福祉避難所への円滑な受入れや、避難生活における障害特性に応じた合理的配慮の不足が大きな課題として浮き彫りになりました。また、2018 年（平成 30 年）の大阪北部地震では、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認の迅速性が課題となったことを踏まえ、災害時における障害のある人の安否確認、確実な避難誘導、及び避難生活におけるきめ細かな支援体制を構築することが強く求められています。

また、障害者や高齢者で避難所での生活が困難な人を対象とした「福祉避難所」の指定を引き続き推進していきます。2018 年度（平成 30 年度）からは、手帳所持者に対して、「災害情報カード」に代えて、緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を配付しています。

災害発生時等における情報提供や避難誘導、また避難先での支援等についても、障害者の状況に応じたきめ細かい対応が必要であり、さらに災害が大規模な場合は、市役所や警察、消防等の公的機関がすべての避難行動要支援者を救助することは困難であることから、コミュニティ協議会や自主防災組織、障害福祉サービス事業所等の各種団体等と連携し、地域ぐるみで日常的な関係づくりに取り組み、支援体制を強化することが必要です。近隣住民や避難所等に避難される市民の中には、障害者がどのような支援を必要とされているのか、どのように支援を行えば良いのか、分からない人も多くいるため、配慮すべき事項や支援方法等の周知が重要です。

2013 年（平成 25 年）の災害対策基本法改正により、 災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。また、2021 年（令和３年）の災害対策基本法の改正により、 避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。このような制度的流れを踏まえ、本市では「避難行動要支援者名簿作成」、「個別避難計画作成」を推進していきます。

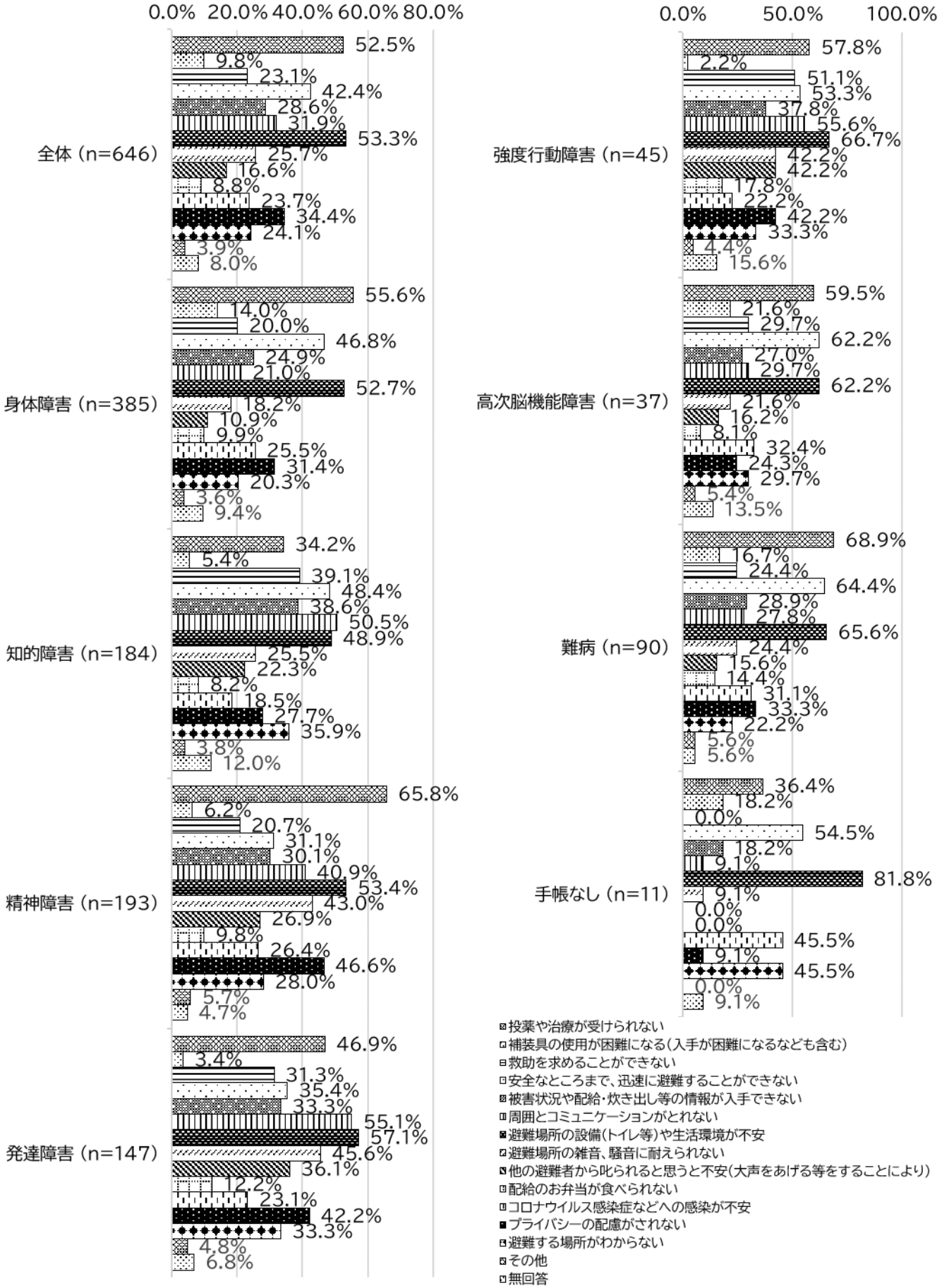
また、災害時にはボランティアの幅広い活動が重要であり、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの活動内容の質の向上を進めていく必要があります。

現在、ひとり暮らしなどの重度障害者世帯に対しては、電話回線を利用した緊急通報装置を貸与し、急病や火災などの緊急時における迅速かつ適切な対応の確保と、不安の解消を図っています。

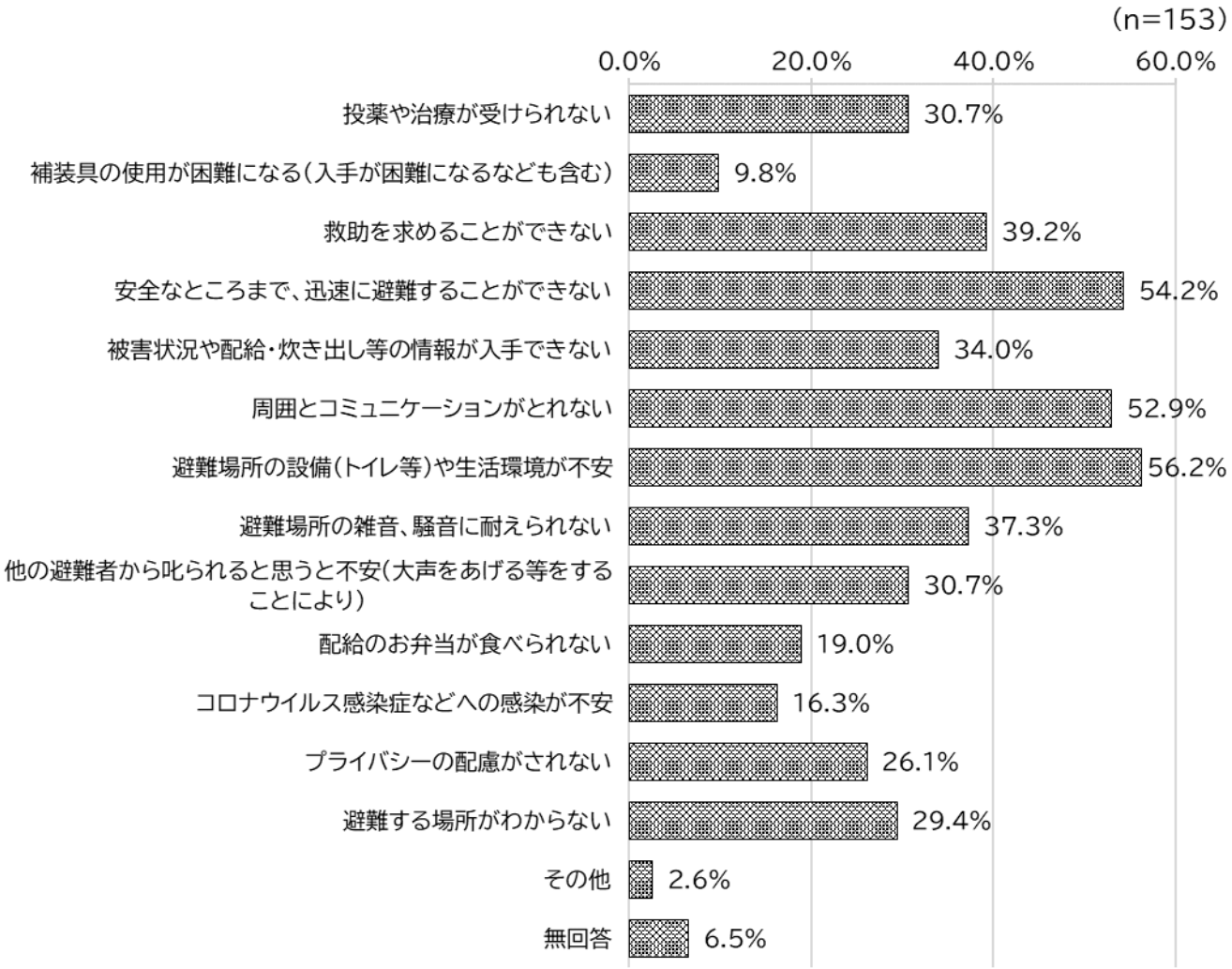
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「地震等の災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うことは何ですか」との問いに対して、全体では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 53.3%、「投薬や治療が受けられない」が 52.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 42.4%といずれの回答も高くなっています。障害種別にみると、知的障害のある人では「周囲とコミュニケーションがとれない」が 50.5%、精神障害のある人では「投薬や治療が受けられない」が 65.8%と、最も高くなっています。また、18 歳未満の児童では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が高い傾向にあります。前回の調査に引き続き、投薬・治療の心配やトイレ等の設備面などへの不安が多く、障害種別によっては、周囲とのコミュニケーションへの不安が挙げられており、コミュニケーション支援の一層の整備が課題です。（p.55　グラフ７-１、p.56　グラフ７-２参照）

【グラフ 7-1：災害時の避難や避難生活で困ることや不安（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 7-2：災害時の避難や避難生活で困ることや不安（複数回答・18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

災害の発生する前の日常生活においては、障害のある人と家族や、障害福祉サービス事業所などの防災意識の向上を促すとともに、引き続き、避難行動要支援者の把握を進めます。避難行動要支援者名簿の作成と情報提供においては、個人情報保護などの課題に配慮しながら、地域での支援の必要な人をできるかぎり把握する方法と、効果的な情報共有の手段を検討します。

また、避難行動要支援者の避難誘導や避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるように、地域ぐるみの日頃の見守りや、困ったときに周囲に支援をお願いしやすくする「ヘルプカード」の配布など、普段の地域生活での障害のある人と地域住民との交流の機会を増やすよう努めることで、緊急時の避難支援体制の確立を図ります。

災害などの緊急時においては、幅広い障害特性に応じた避難生活ができる福祉避難所の充実などを進めるとともに、避難先での地域住民との共同生活への配慮や、災害時でも必要な医療支援を受けられる体制の確保などに取り組みます。また、地域防災計画などに基づき、避難所での備蓄品の充実のほか、感染症予防対策などの二次災害を防ぐ仕組みづくりを推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、今後の感染症対策のため、緊急受診時には手話通訳者とタブレット端末を利用して遠隔手話通訳できるようにするなど、先進技術を活用した取組も進めます。

また感染症発症の際は、保健所や医療と福祉との連携を図り、速やかに適切な対応を行います。

（１）自然災害

施策名	取組	所管課
避難行動要支援者の把握	地域防災計画に基づき、災害時に必要な支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。この名簿に登載された人の内、平常時からの情報提供に同意された人について、消防、警察、民生委員、自主防災組織等へ名簿情報を提供します。また、関係機関と連携の上「個別避難計画」の作成体制を推進します。	危機管理対策推進課 健康福祉政策課 介護認定給付課 障害支援課 保健予防課
防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	防災について啓発を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知を図ります。また、自然な形で支援を受けられるよう、日常的な関係づくりを含めた地域支援体制の強化を図ります。	危機管理対策推進課 健康福祉政策課 介護認定給付課障害支援課
ヘルプカードの配布	緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を配布します。	障害支援課
緊急通報装置の設置	緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。	障害企画課
災害時における要配慮者の支援と福祉避難所の充実	地域防災計画に基づき、障害者の安否確認、避難誘導、避難所生活における配慮などの安全対策を的確に実施できる体制の整備に取り組みます。また、幅広い障害特性に応じた避難生活ができる福祉避難所の充実等に取り組みます。	危機管理対策推進課 健康福祉政策課 障害支援課

施策名	取組	所管課
難病患者・重症心身障害児等への災害時対応	指定難病患者や重症心身障害児等でで 24 時間人工呼吸器装着または気管切開を行っている患者とその家族に対し、保健師が個別に、災害時に対応できるよう準備物や行動確認等の助言を行います。	保健予防課 まるっとこどもセンター

第３節　安心して生活できるサービスの確保と提供

１．地域生活への支援

■現状と課題

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」により、障害者及び難病患者等が自立した生活を送るために、障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定に際し、サービス等利用計画又は、障害児支援利用計画の作成が必要となりました。サービスについては、参入する事業所の数も増え、一定利用拡大が図られています。

サービスや対象者の拡大・増加に伴い、「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」をはじめ、障害福祉サービス全般にわたる人材の確保と質の向上が課題となっています。

また、地域で自立した生活へのニーズは高く、グループホーム重度障害者対応改修補助や運営補助を継続して実施しており、サービス提供基盤の整備に努めています。

外出支援は社会参加を促進する重要なサービスです。本市では、視覚障害のある高齢者等が医療機関で受診される際、視覚情報の提供を介助することにより、円滑に医療機関での受診ができるよう、同行援護によるサービス利用を可能とした制度運用をしているところです。

視覚障害者を対象とした情報提供としては、「広報ひらかた」や「枚方市議会報」等について、点字版、音声版を作成し、希望者に配付するとともに、市のホームページの「広報ひらかた WEB 版」では、音声ガイドを設けています。このように、行政情報等の多くが点字や音声付きで対応され、必要な情報が的確に伝わり、一層の配慮に努めるとともに、障害者が多様な手段を用いて情報を利用するため、障害の状況や特性に応じた支援ができるよう、点字、音訳などの講座の開催・周知に努めていくことが必要です。

聴覚障害者等を対象としたコミュニケーション支援については、従前から手話通訳者、要約筆記者の派遣事業やそれを支える養成講座を実施し、人材の養成・確保に努めてきました。2021 年（令和３年）３月には、広く市民が手話は言語であることを認識し、理解を深め、相互にコミュニケーションを図ることができるよう、ろう者及び手話への理解と手話の普及促進を図るため「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定しました。

手話による情報保障については、従前の通訳者に加え、遠隔手話通訳を実施し、土日祝、年末年始等についての対応も可能となりました。

また、市役所窓口において、コミュニケーション支援アプリを搭載したタブレット型多機能情報端末等の設置の拡大を図るとともに、情報やコミュニケーションに関する多

様な支援機器は視覚・聴覚障害等のある人の生活を飛躍的に向上させる可能性を秘めているため、その活用に向けた取組が求められています。

これらに加え、大阪府等と共同で盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業及び養成講座を実施すること等により、意思疎通支援事業に取り組んでいます。

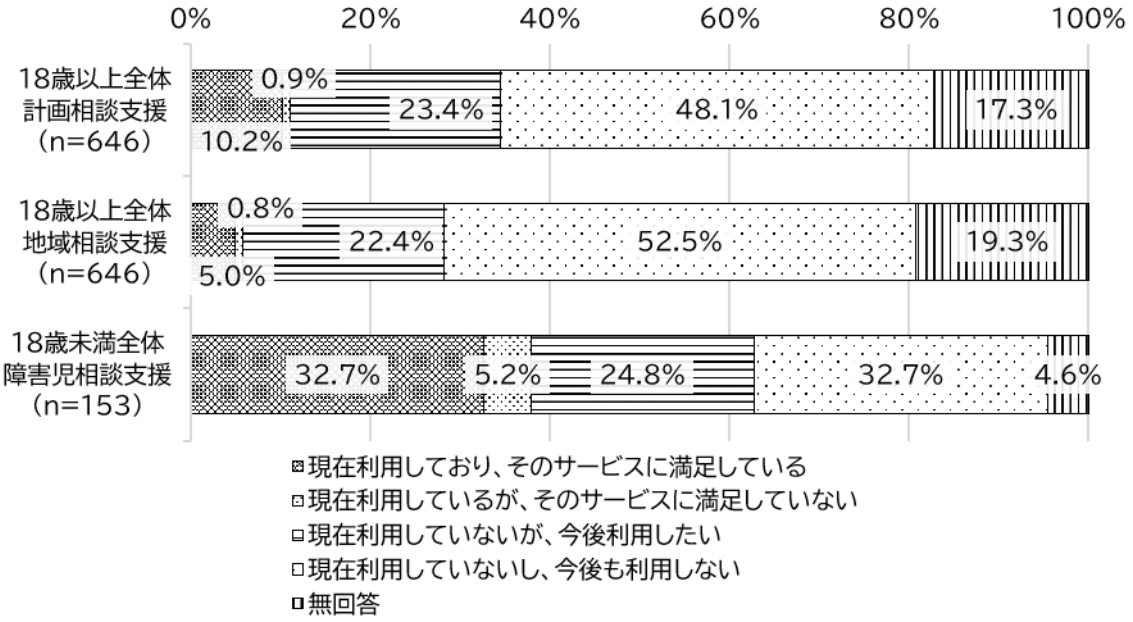
また、重度訪問介護の支給決定を受けコミュニケーション支援が必要な重度の障害者が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が円滑にできるよう支援を行う「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」について、2019 年度（令和元年度）から行動援護利用者等も対象としています。

【障害者アンケート結果】アンケート調査では、「相談支援」の利用状況について、現在利用している（「現在利用しており、そのサービスに満足している」と「現在利用しているが、そのサービスに満足していない」の合計）は計画相談支援で 11.1%、地域相談支援で 5.8%となっています。一方で、現在利用していない（「現在利用していないが、今後利用したい」と「現在利用していないし、今後も利用しない」の合計）は計画相談支援で 71.5%、地域相談支援で 74.9%と、それぞれ前期計画より高くなっています。

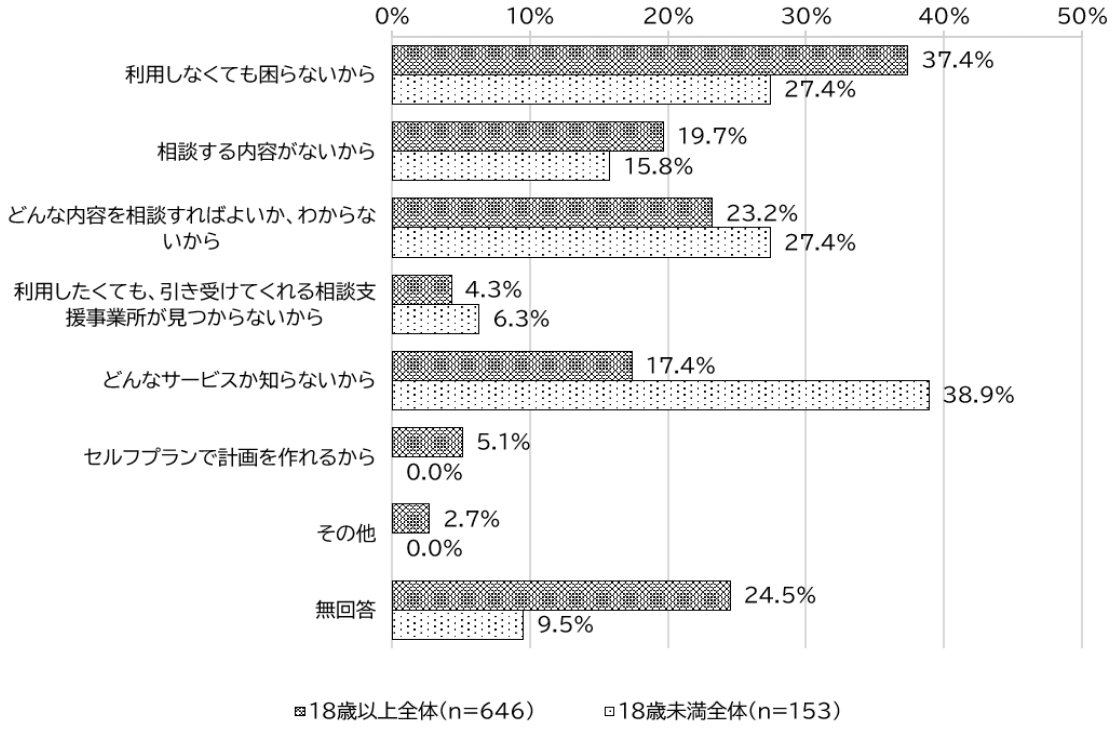
相談支援を利用していない理由については、「利用しなくても困らないから」が 37.4%と最も高く、次に「どんな内容を相談すればよいか、わからないから」が 23.2%となっています。また、「どんな内容を相談すればよいか、わからないから」・「どんなサービスか知らないから」と回答した人が約 40%いたことから、サービスの内容を十分周知できておらず、潜在的なニーズがありながらサービスを利用できていない人がいる可能性があります。障害のある人が地域で生活していくうえで、本市としてサービス提供の基盤整備に努めるとともに、基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制の強化を図るため、各事業所の相談支援員に対して相談に係る技量向上に資する講座・講習などの受講を勧奨するなど、利用者のニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成ができる人材の育成に努め、サービス内容の一層の周知を図ります。

（p62 グラフ８・９参照）

【グラフ８：相談支援の利用状況（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ９：相談支援を利用しない理由（複数回答）（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

障害者が安心して地域で暮らすために、必要な人が必要な時に十分なサービスが受けられるよう、必要なサービス基盤の確保を図るとともに、関係機関との連携を図る中で丁寧な情報提供と柔軟なサービス提供体制を目指します。また、障害のある人の高齢化に対応するため、介護保険制度との柔軟な連携を検討し、高齢の障害のある人への介護保険にはないサービスの提供などに取り組みます。支援度合いが高い障害のある人や高次脳機能障害者についても適切なサービスの提供に努めます。

そういった様々な福祉サービスの質の確保を図るため、枚方市自立支援協議会や枚方市障害福祉サービス事業者連絡会等と協力し、ガイドヘルパー養成研修の実施や各種事業者向け研修会を通じ、介護等の人材の確保や資質の向上、障害福祉事業所の質の向上に取り組むとともに、介護職場の魅力も広報ひらかたをはじめ、市ホームページ、ＳＮＳ、デジタルサイネージ等の様々なメディアを活用して周知に努めます。

また、多様な手法による情報提供と、手話をはじめ、音訳、点訳、またＩＣＴを活用した幅広いコミュニケーション支援の充実に努め、受診・入院時の医療機関との意思疎通の支援など、日常生活の様々な局面での交流を支援していきます。そうすることで、障害のある人が、情報に基づいて自分の意志を決定し、それを表現できる社会の実現を目指します。

（１）福祉サービス提供体制の充実と質の向上

○各サービスの具体的な利用見込みと整備の方向については、第５章「障害福祉計画（第８期）　障害児福祉計画（第４期）」をご覧ください。

施策名	取組	所管課
訪問系サービス	様々な障害特性に応じて必要なサービス提供をできるよう、事業者と連携して、介護の人材の資質の向上に努めます。	障害企画課 障害支援課
短期入所サービス	事業所の新規開設や定員増等について事業者に働きかけます。また、緊急利用や医療的ケアへの対応等様々なニーズに対応したサービスの確保に努めます。	障害企画課 障害支援課
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、事業者の支援施策として既存事業者の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担いうる人材の育成に努めます。	障害企画課 障害支援課
グループホーム	事業者に対し、バリアフリー化等に係る支援を行い、グループホームの重度障害者の受入れ促進を図ります。また、世話人の養成講座を実施し、人材の確保・育成に努めます。	障害企画課
移動支援	増大し多様化する利用者ニーズに対応するため、ガイドヘルパー養成研修を実施する等、人材の確保・育成に努めるとともに、利用対象者の範囲や利用目的を見直すなど、制度の利便性向上に努めます。	障害企画課 障害支援課
地域活動支援センター	Ⅰ型は、多様なニーズに対応するための拠点として各地域の障害者支援の中心的役割としての機能を高めます。Ⅱ型・Ⅲ型は、創作的活動、生産活動、交流の場等、障害者の日中活動の場として、計画的に整備を促進します。	障害企画課

施策名	取組	所管課
日常生活用具・補装具	適宜、取扱品目や給付限度額を見直す等をして、障害者の生活実態に見合ったサービス提供に努めます。	障害企画課
高齢障害者の日常生活支援	高齢障害者のサービス利用は介護保険が優先ですが、介護保険にはない障害特性に由来する必要なサービスを提供します。また、障害固有のニーズを考慮したサービス提供に努めます。	障害支援課
福祉事業者の指定・指導監督	指定障害福祉サービス事業所等の指定、指導監督等を行い、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ります。	福祉指導監査課

（２）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策名	取組	所管課
各種養成講座の実施	手話・要約筆記・点訳・音訳等の講習会を実施し、奉仕員の裾野を広げ、また、有資格者の拡大も目指します。	障害企画課
手話通訳者・要約筆記者等の派遣	利用者のニーズに応じて、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、登録手話通訳者のスキルアップを図るための現任研修を実施します。	障害企画課
点字・音声・手話等による情報提供	広報ひらかた、枚方市議会報、ひらかた健康づくりガイドなど市政情報を点字、音声で提供します。市主催事業について、手話通訳者の設置を働きかけます。また、市のホームページについて、音声ガイドを設けるなど、ユニバーサルデザインの充実を図ります。	広報プロモーション課 健康づくり課 障害企画課 議事広報課
重度障害者入院時コミュニケーション支援	重度訪問介護及び行動援護等の支給決定を受けており、コミュニケーション支援が必要な重度の障害者が入院した場合に、医療機関との意思疎通を円滑に図ることができるよう支援します。	障害企画課

施策名	取組	所管課
緊急通報時手話通訳派遣事業（タブレット端末を利用）	聴覚障害者が新型コロナウイルス感染症の疑い等の感染症対策のため、緊急受診の際の手話通訳者派遣について、タブレット端末等を利用した遠隔手話通訳を実施します。	障害企画課
遠隔手話通訳対応（タブレット端末を利用）	遠隔によるタブレット端末を利用した手話通訳を本庁４か所のほか、中央図書館、３支所及び市立ひらかた病院の窓口で実施します。また、平日に加え、土日祝日における急な手話通訳の依頼にも対応できる遠隔手話通訳サービスを委託事業者により、実施します。	DX 推進課 障害企画課 各窓口担当課
行政サービスの電子申請に向けた取組	電子申請により、市民の利便性の向上を図るため、対応可能な業務から順次対応していきます。	DX 推進課 各課

２．緊急時の対応

■現状と課題

障害者及び障害児の入所施設や精神科病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている８０５０問題に備えるためには、地域での安心感を担保し、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が急務です。地域には、障害者等を支える様々な資源が存在しますが、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活の支援体制となっていません。また、地域で障害者等や障害者等の家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が即座に行われる体制が必要となります。このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、今まで福祉サービスの利用経験のない人を含めた地域生活を支援する体制の整備を行うため、国は「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」を定め、2017 年度（平成２９年度）末までに各市町村又は、障害福祉圏域ごとに少なくとも１つの拠点等を整備することとしました。これを受け、枚方市障害福祉計画（第７期）において、2026 年度（令和８年度）末までに地域生活支援拠点の整備を行うことを成果目標のひとつに掲げ、枚方市自立支援協議会での議論を重ね整備に向け検討を行い、緊急時の受入れ対応や体験の機会・場について事業を開始しています。

また、聴覚や音声・言語機能の障害で消防署への救急車や消防車の出動要請を電話で行うことが困難な人に対し、スマートフォン等から通報用 Web サイトにアクセスし消防署への連絡が可能な「ネット 119」を「福祉のてびき」等を通じ、引き続き周知していきます。

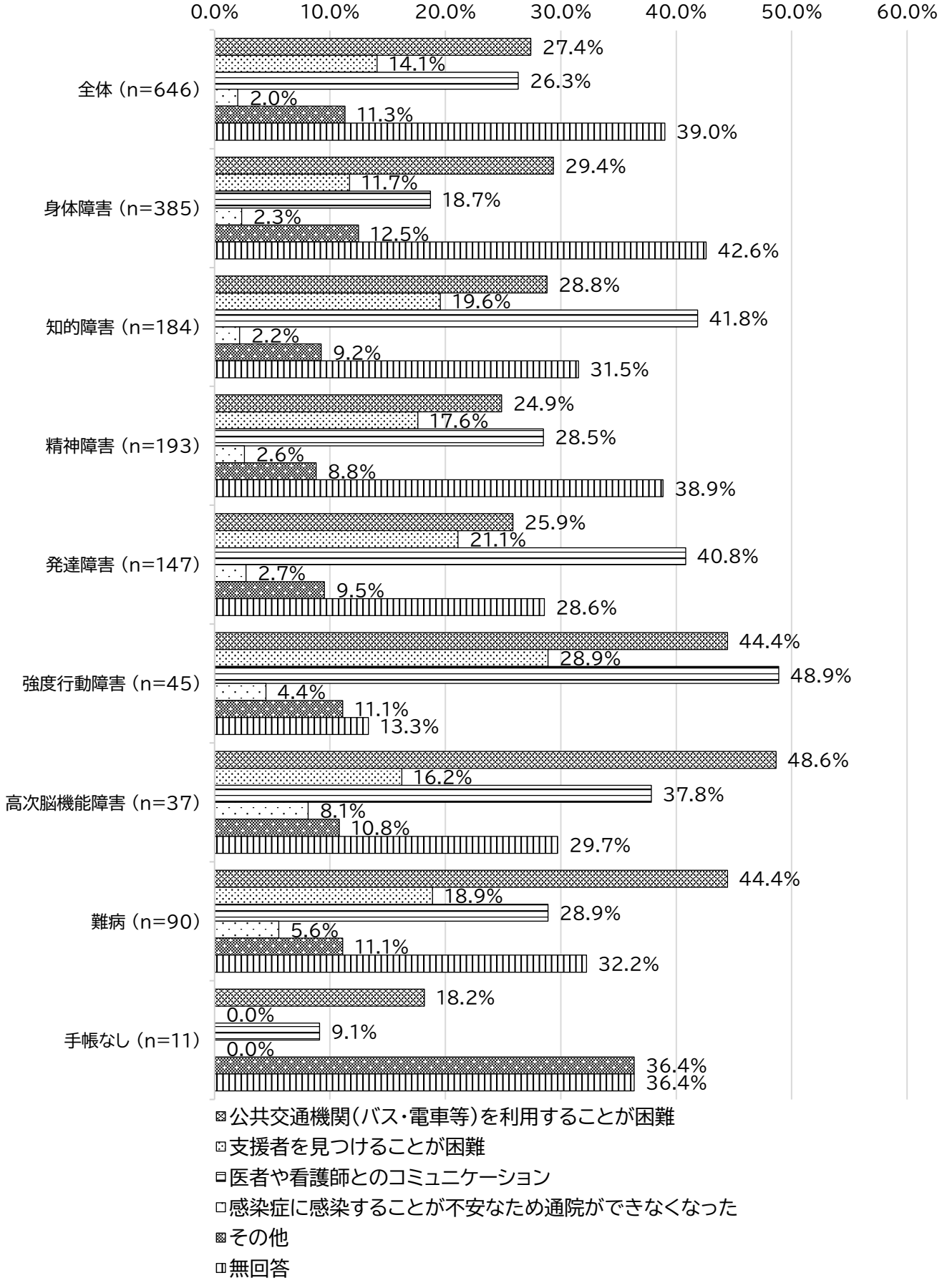
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「通院時や医療を受けるにあたって困っていることはありますか」との問いに対して、全体では、「公共交通機関（バス・電車等）を利用することが困難」が 27.4%が最も高く、次いで、「医者や看護師とのコミュニケーション」が 26.3%と高い傾向になっています。

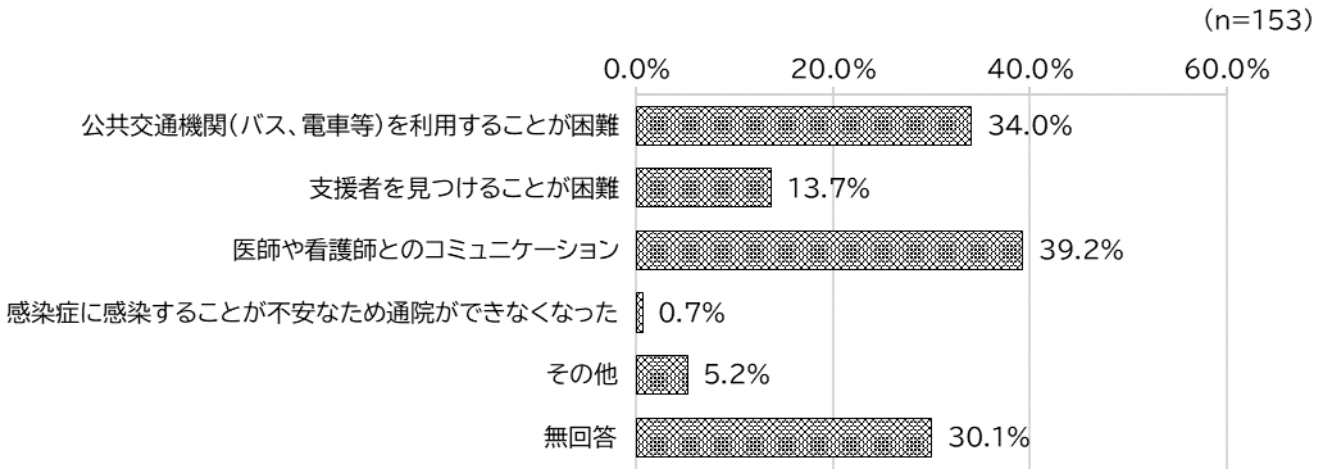
障害種別にみると、知的障害のある人、発達障害のある人、強度行動障害のある人では、「医者や看護師とのコミュニケーション」が 40%を超えており、他の障害種別に比べ特に高い傾向にあります。（ｐ68　グラフ 10-1 参照）

前回の調査に引き続き、通院や医療を受けるときの移動やコミュニケーションを支援する体制の整備が求められています。（ｐ69　グラフ 10-2 参照）

【グラフ 10-1：通院時や医療を受けるにあたって困っていること（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 10-2：通院時や医療を受けるにあたって困っていること（複数回答・18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

地域で支援を受けにくい状況にある障害のある人への、緊急時の支援の必要性に対応するため、ひとり暮らしの重度障害のある人への緊急通報装置の貸与や、音声による通報の困難な人への先進技術を活用した緊急通報システムの利用促進など、障害のある人が安心して地域で暮らせる支援体制の構築に努めます。

また、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの総合的な機能を有する、地域生活支援拠点について、それぞれの地域、障害特性のニーズに細やかに対応する観点から、各機能の実施状況及び内容について、枚方市自立支援協議会で検証を行い、さらなる充実を図ります。

このような施策を通じて、地域とのつながりの少ない人、障害の特性によるコミュニケーションの困難等により障害福祉や医療のサービスをあまり受けていない人など、支援の狭間にいる人を把握し、適切な支援につないでいく仕組みづくりを検討します。

（１）障害ニーズに応じた対応

施策名	取組	所管課
緊急通報装置の設置	緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。	障害企画課
地域生活支援拠点の機能の充実	相談、ひとり暮らしやグループホーム等の体験の機会の場、緊急時の受入れや対応等の機能を有した、地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。	障害企画課
ネット 119 緊急通報システムの活用	聴覚、音声・言語又はそしゃく機能の障害により、音声による 119 番通報が困難な人のために枚方寝屋川消防組合等が提供するネット 119 緊急通報システムの周知と利用促進に努めます。	障害企画課

３．保健・医療との連携

■現状と課題

障害者の中には、難病患者や医療的ケアを必要とされる人など、医療機関との密接な関係が必要な人が多くおられます。住み慣れた地域で引き続き生活をするため、各診療機関、訪問看護ステーション等との更なる連携強化が必要です。

本市では、健康増進法に基づき、市民を対象とした各種保健事業として、健康に関する講座、各種がん検診、住民健康診査、骨粗しょう症検診、歯周病検診、健康相談、歯科医師が訪問して行う歯科健康診査、保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士による訪問指導等を実施し、健康増進施策の充実に努めているところです。また、「枚方市歯科口腔保健計画」に基づき、「枚方市口腔保健支援センター」を設置し、歯科・口腔衛生の必要性・重要性について啓発を行っています。

「障害者（児）歯科診療事業」としては、枚方市歯科医師会に対して補助を行い、週１回の平日診療に加え、月３回の土曜日にも診療日を増やすなど、地域の歯科医療機関での治療、受診が困難な人に対する支援をしています。

精神障害者の地域移行の取組としては、枚方市自立支援協議会に「精神障害者地域生活支援部会」を設置し、この間、障害者相談支援センター、精神科病院相談員、高齢者サポートセンター、行政機関の職員等が市内精神科病院を訪問し、面接調査を行うなど

しています。精神科病院等の医療機関も「精神障害者地域生活支援部会」に参画しており、定例的に会議を開催することにより、連携強化を図っているところです。

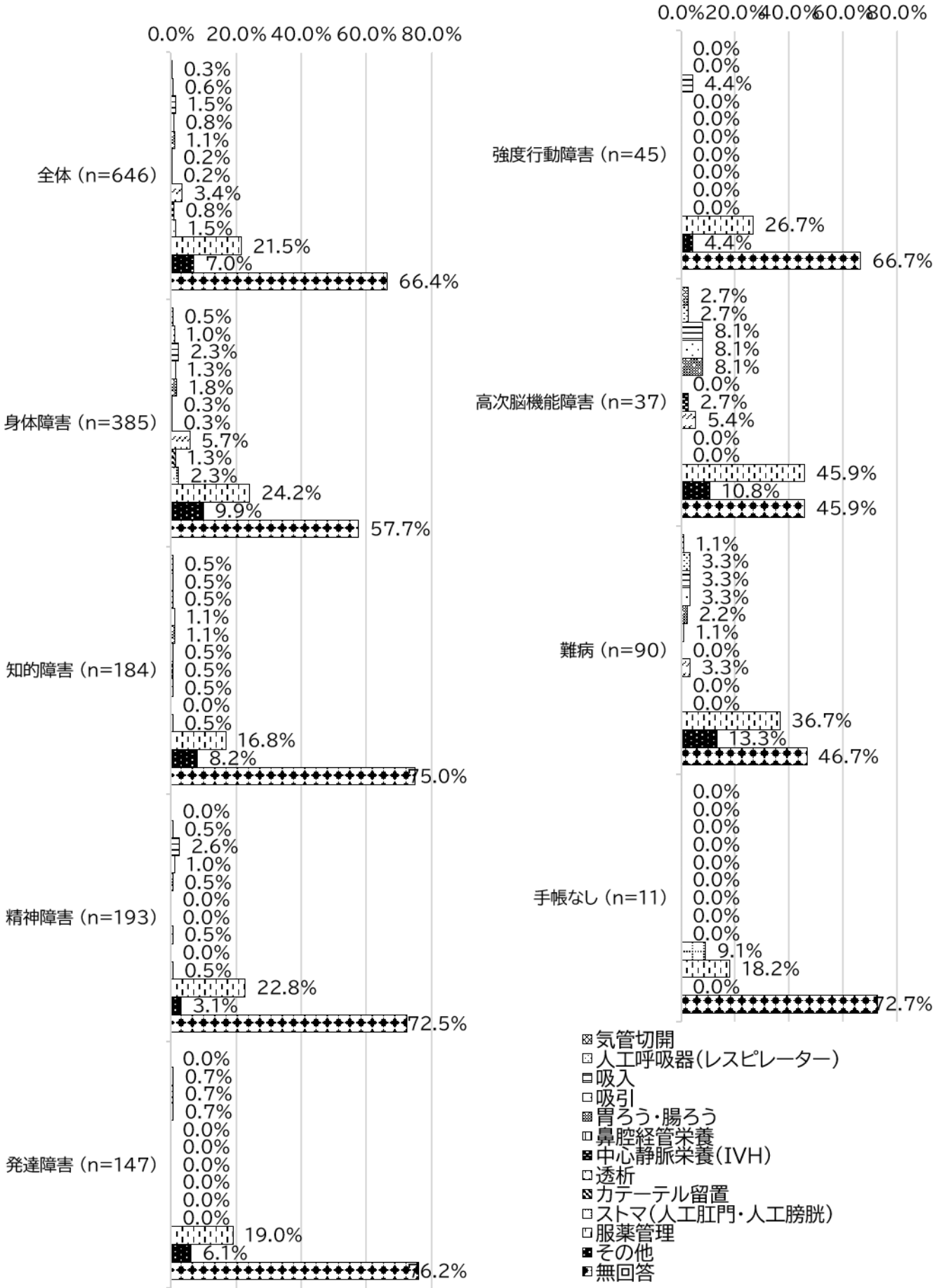
医療的ケア児等への支援については、多様化、複雑化するニーズに対して適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による協議の場として、2019年度（令和元年度）から「枚方市医療的ケア児等支援連絡会議」を設置し、意見交換や情報提供を図りながら連携強化に取り組んでいます。

また、入院時の支援として、重度訪問介護利用者に対し、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーの派遣を通じて、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を実施するとともに、その他の重度障害者には「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、現在受けている医療的ケアについて、全体では 21.5%の人が「服薬管理」を挙げておられ、次いで「透析」が 3.4%となっています。身体に障害のある人では、「服薬管理」が 24.2%、「透析」が 5.7%、「吸入」と「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が 1.5%とやや高くなっています（無回答・その他を除く）。また、18 歳未満の児童においても、「服薬管理」が 16.3%と最も高くなっています。次いで「胃ろう・腸ろう」が 4.6%、「吸引」が 3.3%、「吸入」が 1.3%となっています（無回答・その他を除く）。医療的ケアはそれぞれの特性に応じて適切なケアを受ける必要があり、医療の果たす役割は大変重要です。（p.73　グラフ 11 参照）

【グラフ 11：現在受けている医療的ケア（複数回答）（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

障害のある人とその家族の実情に応じ、それぞれの障害特性に対応した保健事業の提供体制を拡充していきます。難病のある人や、精神疾患のある人などの病気の理解や地域での療養生活の継続を目指し、地域住民や関係機関職員に対し、専門職による相談の機会の確保や、関係機関等のスタッフの知識の向上などを図ります。

また、日常的に医療的ケアを必要とする障害のある人に、切れ目のない総合的な支援策を展開するために、医療機関との連携を引き続き推進します。障害特性に応じて、在宅で診療を受ける機会の確保などに取り組みます。

（１）保健・医療との連携

施策名	取組	所管課
健康相談事業の推進	生活習慣病や日常の健康管理などについて、保健師や管理栄養士などの専門職員による指導や助言を行います。	健康づくり課
訪問指導事業の推進	保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士などの専門スタッフによる訪問指導事業に取り組みます。	健康づくり課
健康教育事業の推進	生活習慣病の予防や健康の保持・増進が図れるよう、健康に関する正しい知識を普及する健康教育事業に取り組みます。	健康づくり課
口腔保健の推進	障害者（児）の入所・通所施設で歯科健康診査や口腔衛生指導が実施できるよう環境整備に努める等、障害者（児）の口腔ケアや口腔機能の向上を図ります。	健康づくり課
難病患者の療養支援	指定難病患者とその家族の在宅療養支援を目的に保健師や専門職による相談事業、訪問指導事業、医療講演会、患者家族交流会等を実施します。また、支援スタッフの難病に関する知識・理解の促進や支援技術の向上を図るため、関係機関等に研修会を実施します。	保健予防課

施策名	取組	所管課
精神疾患患者に対する相談体制の充実	精神疾患を有する者、または疑いがある者またはその家族等に対して、地域生活等の相談ができるように保健・医療・福祉の重層的な連携を図ります。また関係課で連携し、精神科医や臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等による、精神疾患の早期発見、早期治療の推進等に向けた相談を行います。	障害支援課 保健医療課
在宅医療体制の充実	枚方市内の三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や医療機関、訪問看護ステーションと連携し、在宅医療体制の充実に取り組みます。	保健医療課
障害者歯科診療	枚方市歯科医師会と連携し障害者の歯科診療の受診機会をさらに増やすなど診療体制の充実に努めます。	障害企画課
在宅難病患者の地域医療	難病患者・家族が安心して在宅療養ができる地域づくりに取り組むために、難病専門医、かかりつけ医、地域の医療関係職種等の連携を強化し、医療ネットワークを構築します。	保健予防課
病院からの地域移行	枚方市自立支援協議会精神障害者地域生活支援部会において医療機関等と連携し、退院促進に取り組みます。	障害支援課

第４節　自分らしい生き方を見つける・選ぶ

１．就労に向けた支援

■現状と課題

障害者が働くことを通じて、生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加できるようにするためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが重要です。

障害者の就労に対するニーズに対応するため、相談支援事業所や一般就労に向けての障害福祉サービス事業所、訓練機関の役割が、今後、ますます大きくなってきます。

本市では、ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センター等と連携のもと、「障害者合同就職面接会」、「障害者庁舎内実習」を実施して、障害者の一般就労を支援しています。

本市で実施している「就労支援強化事業」については、市域の課題、ニーズに合わせた事業展開を行ってきました。

また、就労移行・継続・定着支援に加え、2025 年（令和７年）10 月に創設された就労選択支援に関しても、適切なアセスメント手法の構築や本人の意思決定を尊重した支援の実施に向けて、枚方市自立支援協議会就労支援部会や障害者就業・生活支援センター等と連携した講習会等を開催し、各事業所のスキルアップを図っています。本市でも、2017 年度（平成 29 年度）から実施している「チャレンジ雇用」において、知的障害者や精神障害者の雇用を進めるとともに、2025年度（令和７年度）に作成した第２期障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用の推進及び職場環境の整備に取り組んでいます。

本市域にある「就労継続支援Ｂ型事業所」の平均工賃は 19,848 円（2024年度（令和６年度））となっています。

枚方市自立支援協議会就労支援部会では、障害者の一般就労に向けての取組と並行して工賃向上についても取り組んでおり、「共同受注センター」の機能について、先進事例の見学を行うなど調査・研究を行ってきた結果、複数の事業所が共同で受注して作業を行う「ひらかた共同受注・優先調達ネットワーク」を 2019 年度（令和元年度）から実施しています。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「障害者優先調達推進法」という。）が 2013 年度（平成 25 年度）から施行され、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が生じたことにより、本市でも「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（以下、「優先調達方針」という。）を策定し、障害福祉サービス事業所から物品等

を購入していますが、調達実績が伸び悩んでいるのが現状です。

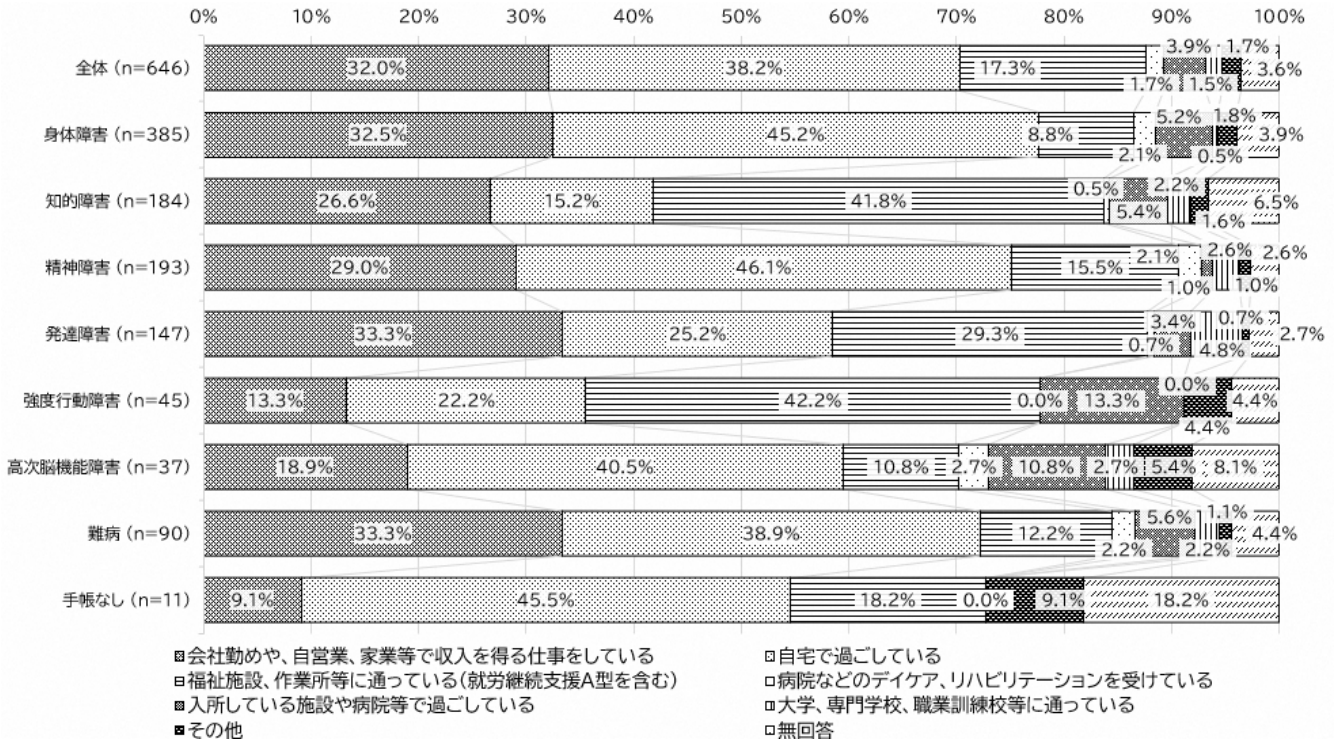
また、市民、事業者等が授産製品を購入する際に活用してもらえるよう、本市域の障害者就労施設等が製作している物品をまとめた「枚方市内障害者就労施設等商品カタログ」を2026（令和８）年度に改訂し、発行しています。

その他、「福祉バザー」会場の提供など、工賃水準の引上げに取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

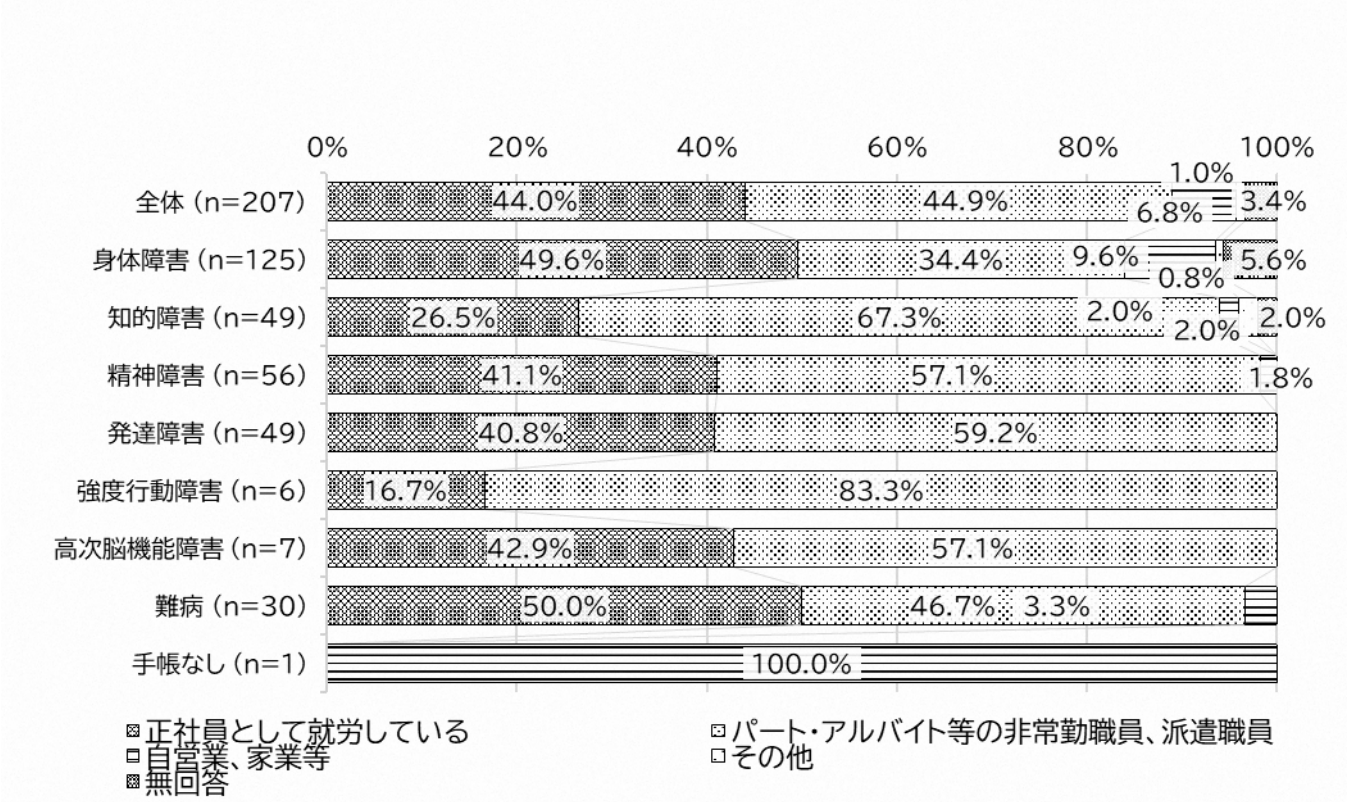
アンケート調査では、「平日の日中を主にどのように過ごしているか」の問いに対して、全体では「自宅で過ごしている」が38.2%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」が32.0%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援Ａ型を含む)」と回答された人が17.3%となっています。知的障害者強度行動障害者では「福祉施設、通所事業所等に通っている（就労継続支援Ａ型を含む）」が最も多くなっています。（グラフ 12 参照）

【グラフ 12：平日日中の過ごし方（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」と回答した人を対象に、どのような勤務形態で働いているかを尋ねたところ、全体では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 44.9%と最も高く、次いで「正社員として就労している」が 44.0%、「自営業、家業等」が 6.8%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では正社員として就労している人が最も高く、他の障害特性のある人では非常勤職員、派遣職員が最も高くなっています。（グラフ 13 参照）

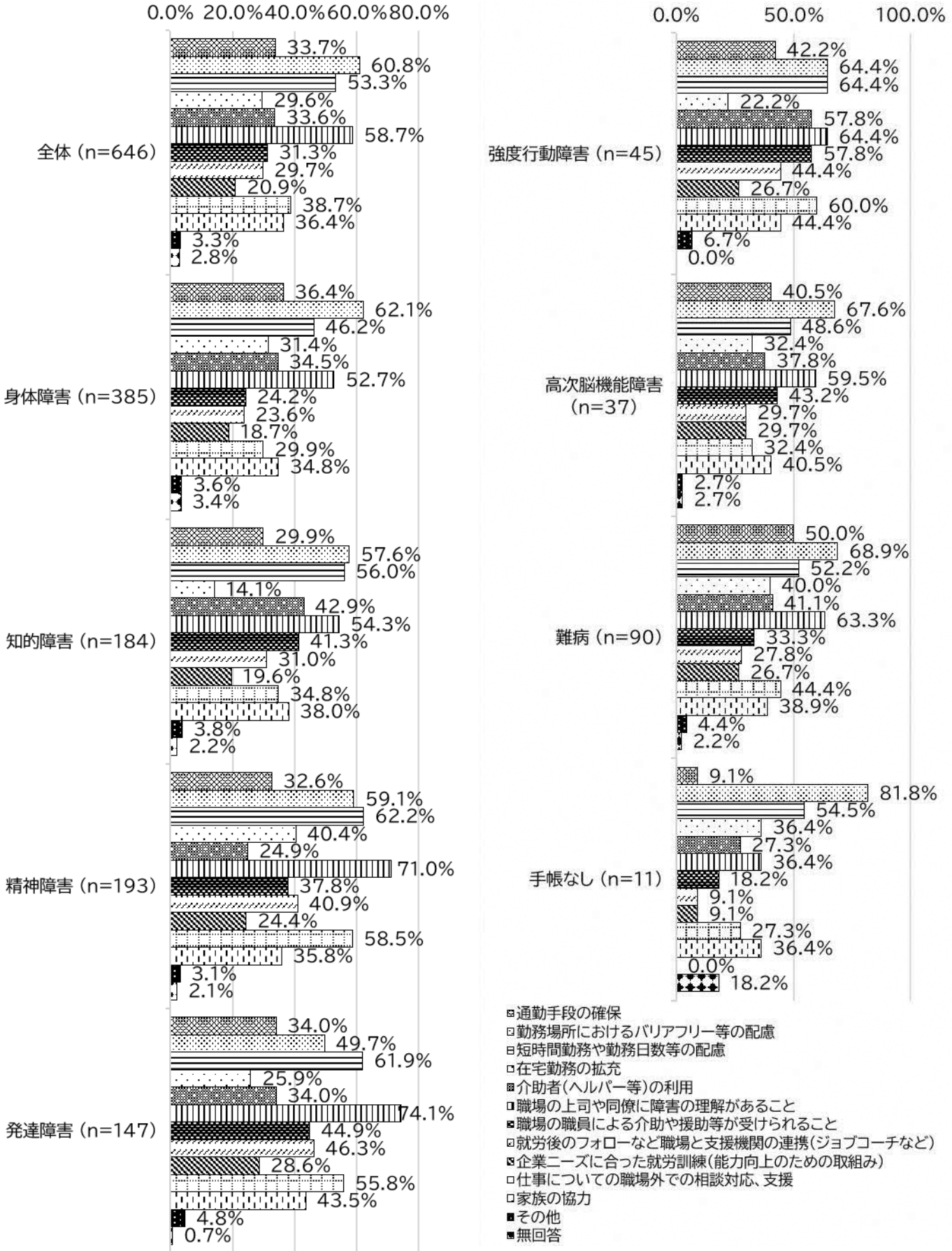
【グラフ 13：勤務形態（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



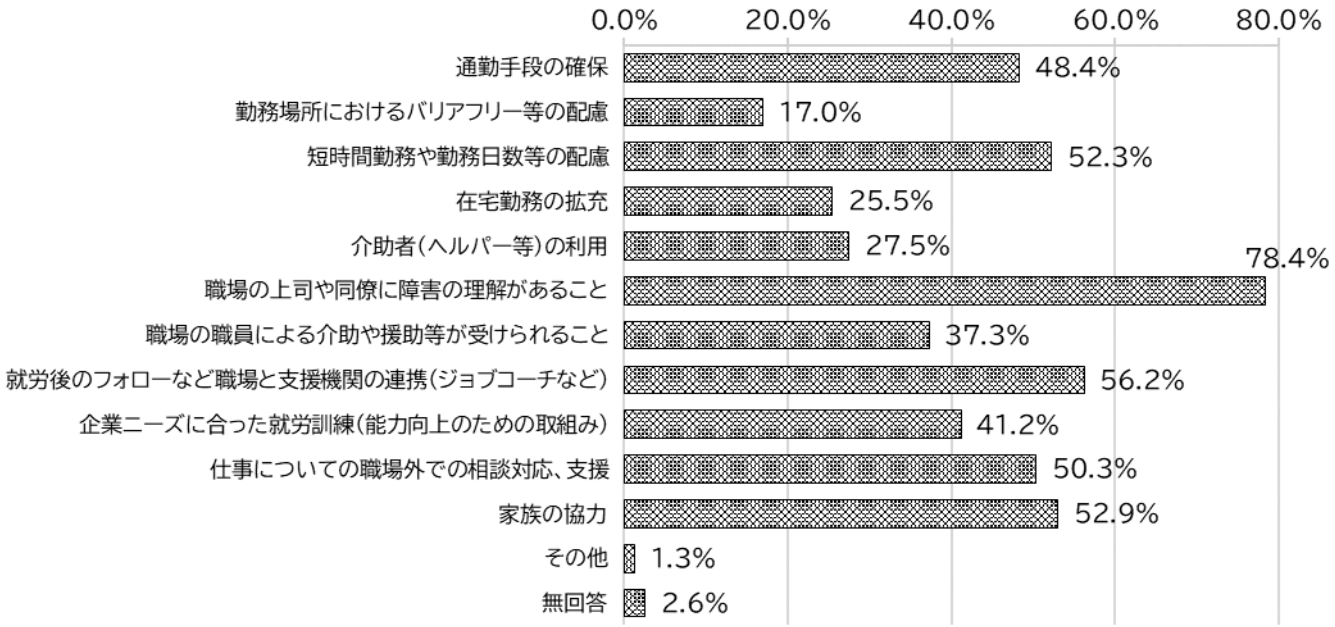
障害者の就労支援として、どのようなことが必要か尋ねたところ、全体では、「勤務場所におけるバリアフリーの配慮」が 60.8%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 58.7%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 53.3%となっています。障害種別にみると、知的障害のある人では「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」が 57.6%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 56.0%、また、精神障害のある人では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 71.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 62.2%と全体と比較すると高い傾向にあります。18 歳未満の児童でも、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 78.4%と最も高くなっています。（p. 81　グラフ 14-1、及び p. 82　グラフ 14-2 参照）

このような調査結果から、一般就労に向けた取組が課題であることがうかがえます。また、就労支援に必要なこととして、職場の理解を挙げる人が突出して高いため、障害についての理解の普及・啓発を一層推進するとともに、職場外での相談や、就労後のフォローとして、柔軟な勤務形態の配慮などが求められていることへの対応が重要です。

【グラフ 14-1：障害者の就労支援として必要なこと（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 14-2：障害者の就労支援として必要なこと（複数回答・18 歳未満）
（令和7年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

ハローワーク枚方、枚方市障害者就業・生活支援センターや市内の障害福祉サービス事業所等と連携して、「庁舎内実習」や、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、障害者の雇用機会の創出に取り組むとともに、一般企業等への啓発にも努めます。

また、枚方市障害者就業・生活支援センターを軸として、就労相談や職場定着支援等の一般就労に向けた相談・支援体制の充実に取り組みます。

就労移行支援や就労継続支援等の日中活動系サービスでは、就労に向けた計画的な訓練や指導、企業における実習等を実施し、利用者の特性等に応じた柔軟な勤務形態等の配慮を含めた支援など、企業での取組を促します。

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。

また、市民、民間事業者に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達及び販売促進が図れるよう働きかけるとともに、市の施設を活用して、授産製品の販売機会、就労の場を設けるなど、販路開拓、販売拡大を通した工賃水準の引上げのための支援に取り組みます。

（１）就労に向けた支援

施策名	取組	所管課
障害者合同就職面接会	ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センターと連携して、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、一般企業等への啓発にも努めます。	障害支援課
職場体験機会の提供	本市での「庁舎内実習」を実施して、障害のある人の職業体験機会の提供に取り組みます。	障害支援課
チャレンジ雇用 障害のある人への就労支援	2017 年度（平成 29 年度）から実施している、障害のある人を一定期間本市職員として雇用する「チャレンジ雇用」制度を、継続して実施していきます。	人事課 障害支援課
市職員への雇用	本市の障害者活躍推進計画で目標に掲げる障害者雇用率の実現に向けて、職員採用試験において障害者枠を設けるとともに、非常勤職員等の採用についても同様に取り組んでいきます。	人事課
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、既存事業所の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担う人材の育成等事業者の支援施策を講じます。	障害企画課

（２）就労に関する相談支援

施策名	取組	所管課
就労相談及び就労選択・職場定着支援	枚方市障害者就業・生活支援センターが軸となって、ハローワーク枚方等の関係機関や企業との連絡調整を進めながら、就業、社会生活上の相談支援や就労選択、職場定着のための支援に取り組みます。	障害支援課

施策名	取組	所管課
難病患者働き方相談	指定難病患者を対象に、ハローワーク枚方や難病診療連携拠点病院である関西医科大学附属病院と連携し、就労や仕事の継続に向けた相談支援を行う。	保健予防課

（３）工賃向上に向けた支援

施策名	取組	所管課
障害者の工賃改善	「福祉バザー」などにより、授産製品の販促活動に取り組んでいきます。また、ひらかた共同受注・優先調達ネットワークの取組への支援を通じて、障害者の工賃アップにつなげていきます。	障害支援課
優先調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達	優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。	障害支援課

２．社会参加と多様な学習への支援

■現状と課題

障害者の多様な生涯学習活動や余暇活動への参加は、生活の質（ＱＯＬ）の向上や自己実現につながります。また、障害者の社会参加が進むことにより、市民が障害者や障害に対して理解と認識を深めることにもつながることとなります。

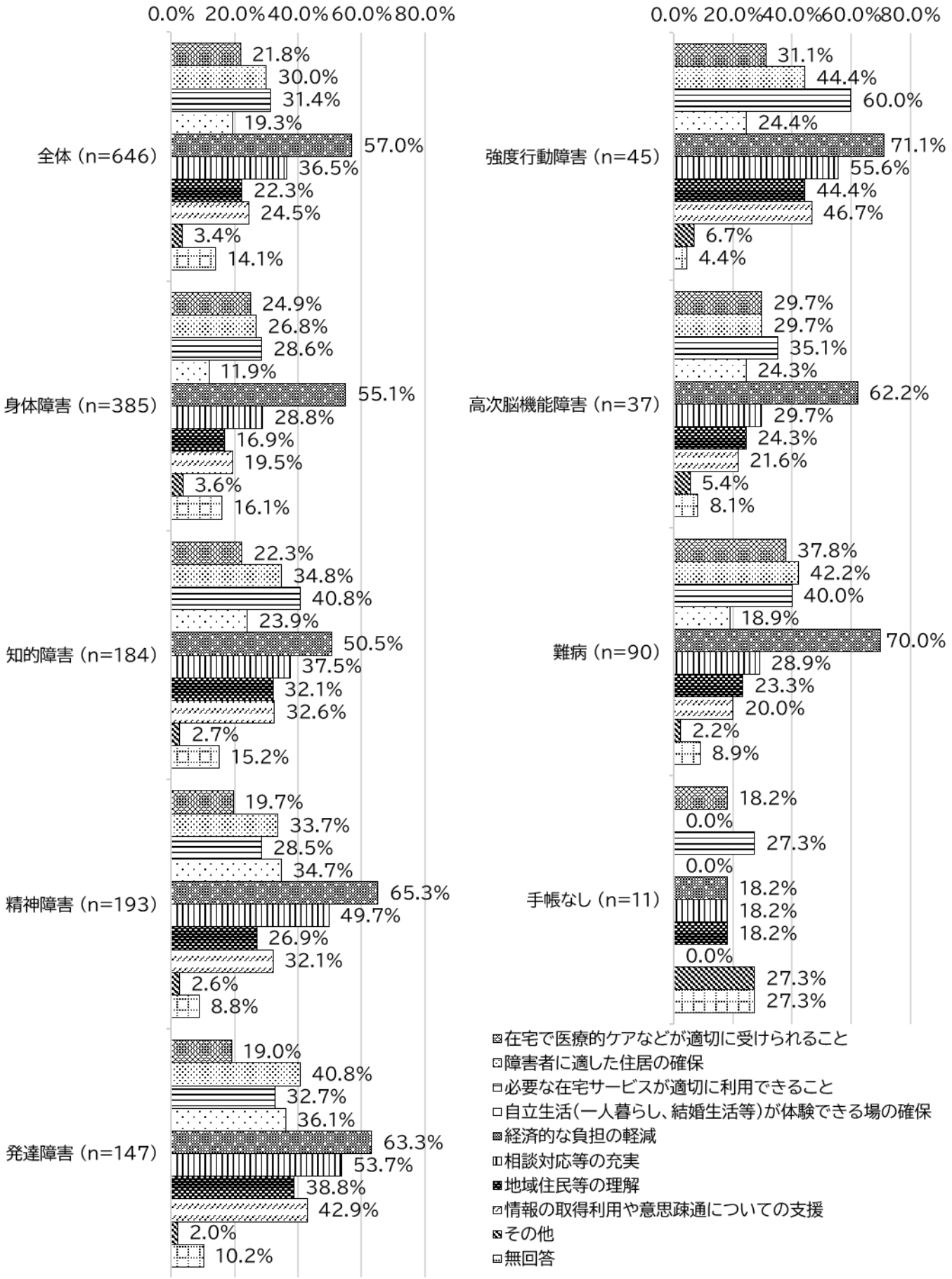
本市では市営駐車場・駐輪場や総合福祉会館など市施設の利用料を割引くほか、手話をまじえた絵本の読み聞かせや、障害者を対象としたスポーツ教室等、障害者が参加できる文化・スポーツ・レクリエーションイベントを開催する等、障害者の社会参加の支援に取り組んでいるところです。今後は、これらの取組を継続するとともに、障害者が主体的に学習活動を行える場と機会を確保する等、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所」の確保が課題となっています。

【障害者アンケート結果】

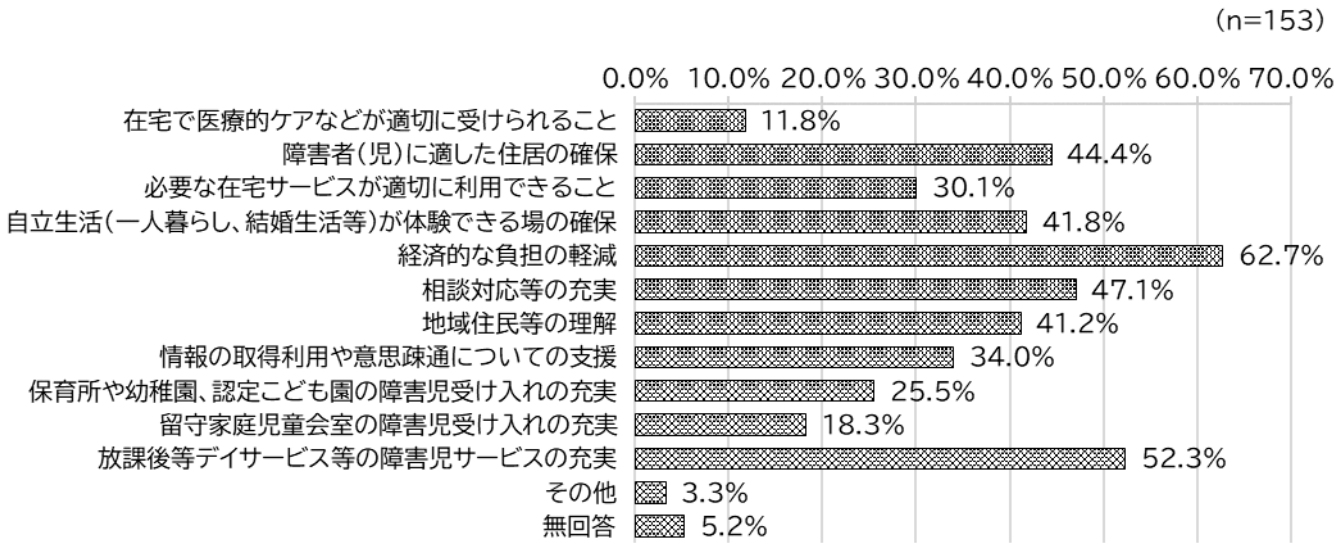
アンケート調査では、「地域で生活するためにどのような支援があればよいか」を尋ねたところ、全体では、「経済的な負担の軽減」が 57.0%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」が 36.5%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では、全体の割合と同様の傾向となっています。知的障害のある人では、多くの項目で約３割と高い傾向にあり、精神障害のある人では「経済的な負担の軽減」が 65.3%、次いで「相談対応等の充実」が 49.7%と全体の割合より高くなっています。（p. 86　グラフ 15-1 参照）

また、18 歳未満の児童の回答も同様に高い割合になっています。障害の種別によらず障害のある人が、地域で生活するうえで、相談体制の充実や在宅サービスが適切に利用できることが重要です。（p.87　グラフ 15-2 参照）

【グラフ 15-1：地域で生活するために必要な支援（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 15-2：地域で生活するために必要な支援（複数回答・18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

障害者の学習の場を提供するとともに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の趣旨を踏まえ、障害者の読書環境の向上等に向けてさらに取り組みます。

また、文化・芸術イベント、スポーツ・レクリエーションへの参加機会を確保し、地域の人々との交流、相互理解の促進を図ります。

そういった活動を通して、障害のある人の自己実現を図り、自分を表現する機会の創出を目指します。そのため、できる限り地域の人の活動への参加や共同開催を可能にする仕組みづくりを検討するとともに、障害のある人もない人も共にイベントなどに参加しやすくなるよう、手話や先進機器などによるコミュニケーション支援や、移動支援などの取組を並行して進めます。

（１）生涯学習の推進

施策名	取組	所管課
社会参加・自立を助ける学習活動	生涯学習事業など、様々な場面で学習機会を提供するとともに、障害者の主体的な学習を支援します。	文化生涯学習課 教育政策課

（２）文化・芸術活動への支援

施策名	取組	所管課
文化・芸術活動の支援	障害者の生きがいづくりと、様々な世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。	文化生涯学習課
図書館サービス	障害のある人の読書環境の向上のために、大活字図書、点字・録音資料、手話・字幕付き映像資料等、障害のある人に利用しやすい資料の提供体制を整えるとともに、対面読書サービスの実施や録音資料専用再生機の貸出を行います。また、障害のある人の図書館への来館の機会とイベントへの参加の機会を増やすため、バリアフリー映画上映会や手話ブックトーク、手話で楽しむおはなし会等のバリアフリー行事を実施します。	中央図書館

（３）スポーツ・レクリエーション活動への支援

施策名	取組	所管課
スポーツ・レクリエーション活動の充実	風船バレーや卓球等のスポーツ事業を定期的に実施し、障害者にスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、ウィルチェア（車いす）スポーツ、ｅスポーツ、ボッチャ等、利用者ニーズの高い種目を選んで、スポーツ・レクリエーション教室を開催するなど、障害者のレクリエーション活動等の支援に取り組みます。	スポーツ振興課 障害企画課

第５節　身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

１．相談・支援体制の充実

■現状と課題

障害者総合支援法では、障害者が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供を行うとともに、関係機関と連携し、支援にあたることが市町村の役割とされています。

本市では、市内７か所の相談支援センターにおいて、障害者の相談支援を行っています。このうち３か所の相談支援センターについては基幹相談支援センターと位置付け、総合的、専門的な相談支援に加え、地域の相談支援体制の強化や、地域移行・地域定着の促進、障害児に対する療育支援事業等についても取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

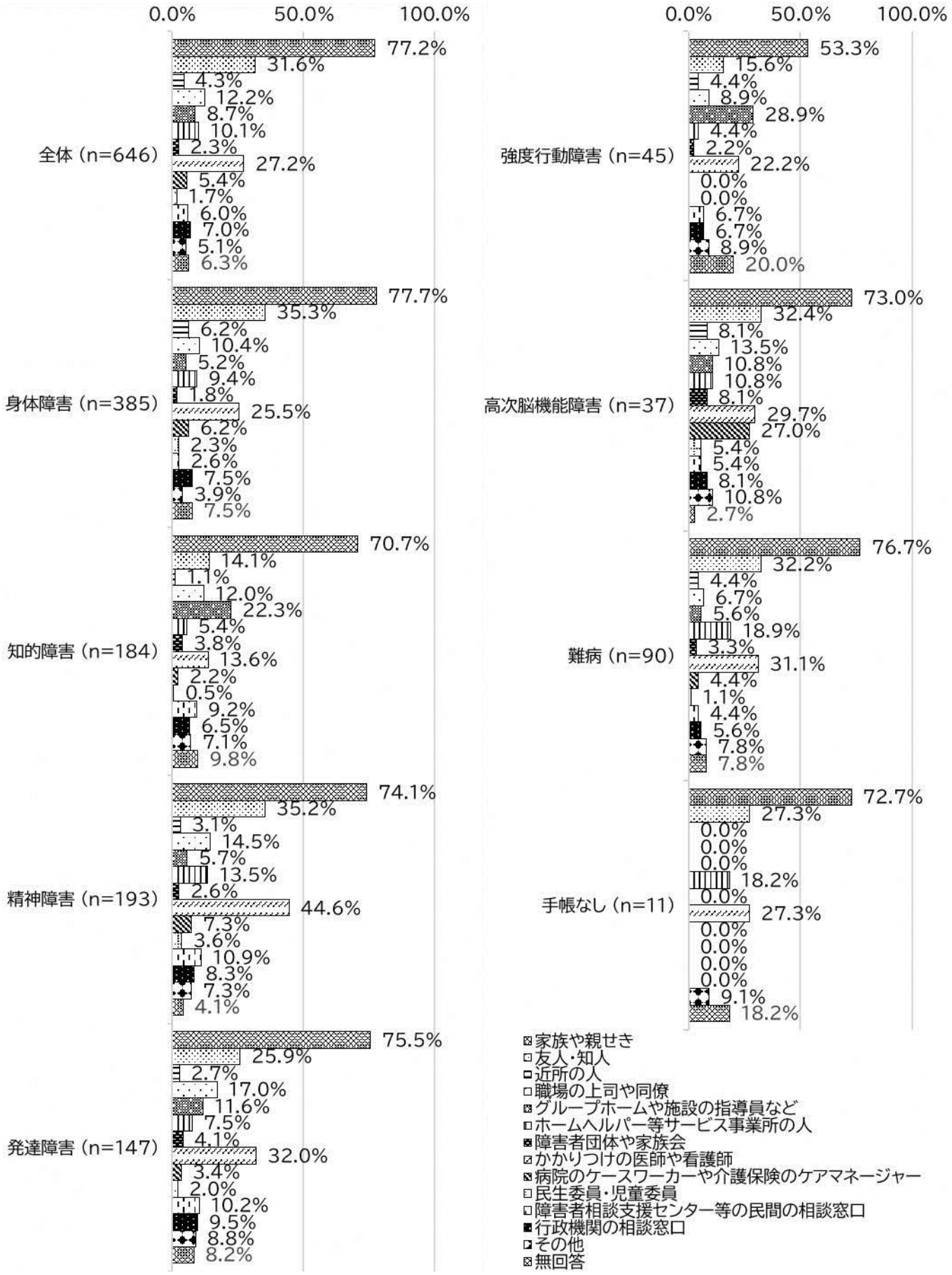
アンケート調査では、地域で生活をするために必要な支援として、36.5%の人が「相談対応等の充実」と回答されています。（p.86　グラフ 15-1）

一方で、70%以上の人が相談支援を利用していないと回答されており、利用しない理由としては、「利用しなくても困らないから」が 37.4%と最も高く、次いで、「どんな内容を相談すればよいか、わからない」が 23.2%、「相談する内容がないから」が 19.7%、「どんなサービスか知らない」が 17.4%と回答されています。（p.62　グラフ８・９）

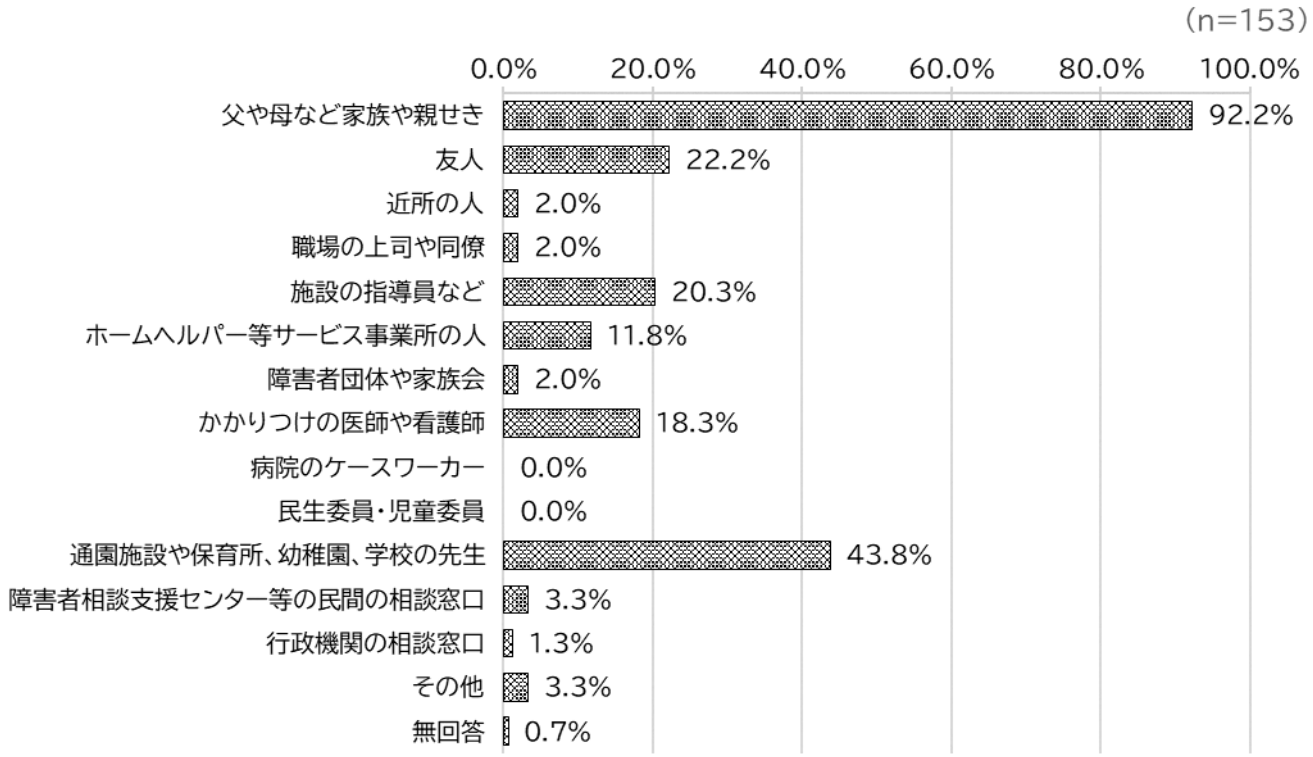
また、相談相手を尋ねたところ、全体では「家族や親せき」が 77.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が 31.6%、「かかりつけの医師や看護師」が 27.2%となっています。障害種別にみても、「家族や親せき」が最も高くなっていますが、「グループホームや施設の指導員など」が強度行動障害のある人では 28.9%、知的障害のある人で 22.3%、「かかりつけの医師や看護師」が精神障害のある人では 44.6%、18 歳未満の児童では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が 43.8%と全体より高くなっています。一方で「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」や「行政機関の相談窓口」に相談する人はいずれの障害種別や児童でも５%未満となっています。（p.92　グラフ１６-１、及び p.93　グラフ 16-2 参照）

このような調査結果から、引き続き相談支援センター及び基幹相談支援センターの周知を行うとともに、身近な地域で、気軽に立ち寄ることができる伴走的な相談支援体制の再構築が必要です。

【グラフ 16-1：悩みや困ったことを相談する相手（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 16-2：悩みや困ったことを相談する相手（複数回答・18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

相談支援センターの周知を図り、身近な地域において相談できる体制づくりを引き続き進めます。相談支援センターについては、身近な相談窓口をより拡大し、センター間の連携の機能を強化するとともに、相談支援を担う人材の資質向上に努めます。

また、枚方市自立支援協議会において、相談支援センターなどの地域の様々な関係機関が協議し、地域の課題を発掘し、情報を共有することによって、それぞれの機関での相談への対応をより充実した内容にできるよう取り組みます。枚方市自立支援協議会では年に１回相談支援センターの活動報告、地域生活支援事業者選定審査会では活動内容の評価を行います。

さらに、地域に移行し定着しようとする人たちに、必要な情報や相談支援が適切に提供されるように、相談支援センターなどの関係機関と連携し、地域との接点の少ない人にも必要な支援を実施するため、地域の社会資源の活用などを進めます。

そういった相談支援を総合的に提供するためにも、地域生活支援拠点の各機能について検証を行い、体制の充実に向けて努めます。

（１）相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供

施策名	取組	所管課
障害者の相談支援体制	障害者から相談に応じ、必要な情報提供及び助言、サービスの利用支援など関係機関と連携しつつ、地域の社会資源を活用し必要な援助を行います。また、センター間の連携の機能強化を行い、より専門的な対応ができるように、相談支援センターの体制の充実を図ります。	障害企画課
枚方市自立支援協議会	相談支援センターをはじめ、地域の関係機関が集まり、障害者が自立した地域生活を営む上で必要となるサービス基盤や人材、社会資源の確保などについて検討を行います。	障害企画課
病院、入所施設からの地域移行	退院・退所した障害者が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関や相談支援センターとともに、必要な相談や支援を行える体制づくりを進めます。	障害支援課
地域定着支援	地域移行後や「ひきこもり」等、地域との接点が少ない障害者に対し、地域でいきいきと安定した生活を営めるよう、必要な支援を関係機関と連携しながら進めます。	障害支援課
地域生活支援拠点の整備	相談、ひとり暮らしやグループホーム等の体験の機会の場、緊急時の受入れや対応等の機能を有した地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。	障害企画課

２．関係機関との連携による支援の充実

■現状と課題

医療技術が進歩し、医療的ケアが必要な障害者（児）が在宅生活における相談支援の際、その家族等を取り巻く課題など、相談内容が多岐にわたることが多い中、関係機関との連携により、それぞれの専門性により総合的に対応することが求められています。

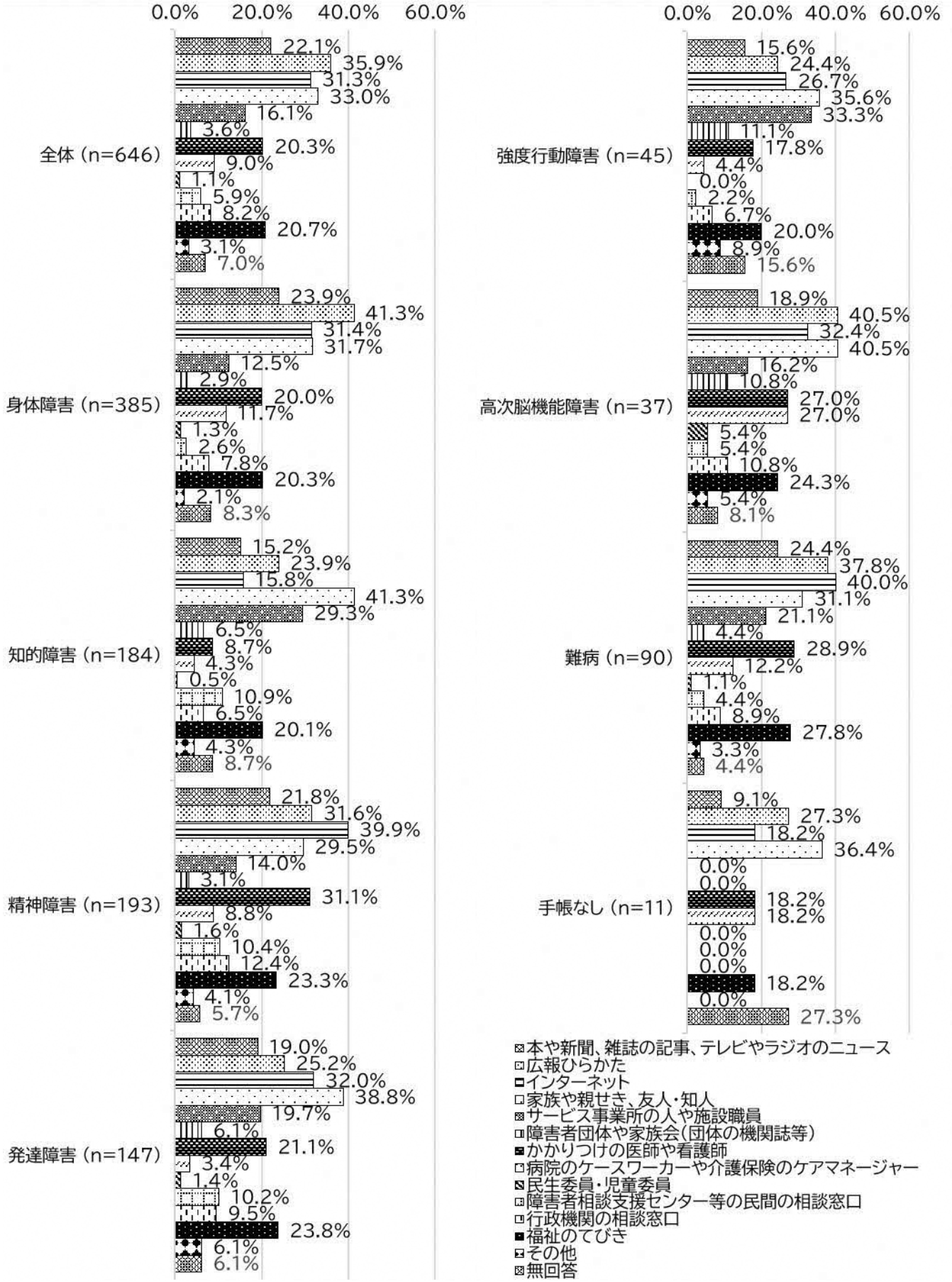
2019 年度（令和元年度）より、医療的ケア児のネットワーク会議を設置し、関係機関と医療的ケア児等の支援について事例検討などの協議を行うなど、総合的な支援体制を図っています。

また、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている８０５０問題などは、障害者地域活動支援センターだけではなく、地域包括支援センターやいきいきネット相談支援センターなど、各部署所管の相談機関と相互連携が必要となっており、家族等を総合的に支援することが求められています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「情報の入手先」の問いに対して、全体では「広報ひらかた」が35.9%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が 33.0%、「インターネット」が 31.3%となっています。障害種別にみると、知的障害者・発達障害者・強度行動障害者では「家族や親せき、友人・知人」、精神障害者・難病患者では「インターネット」がそれぞれ最も高くなっています。障害者が地域で自立した生活を過ごすためには、様々な福祉の制度やサービスの情報を適切に取得することが重要です。また、障害者やその家族の抱える問題が多様化し、医療や介護の分野だけでは解決できないことも多く、生活全般にわたる幅広い支援が求められます。そのため、どの窓口に相談した場合でも、本人の状況やニーズに応じて適切な支援につながることができるよう、重層的な支援体制のさらなる充実を図ることが求められています。（p.96　グラフ 17 参照）

【グラフ 17：障害や福祉サービス等に関する情報の入手先（複数回答）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

利用者のニーズは多様化、複雑化しており、適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による、意見交換や情報提供など相互協力は不可欠となっており、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者を含むそれぞれの相談支援を行っている関係機関との連携強化に努めます。

なお、障害のある人は、年齢や障害特性などの事情により情報の入手が難しい場合もあるので、できる限り多様な手段で、かつ分かりやすい内容での情報提供体制の構築に努めます。

また、医療的ケア児等支援連絡会議を軸として、医療的ケアを必要とする児童の支援についての意見交換や情報提供を協議するなど、必要な取組を行うよう検討します。さらに、専門的な支援の必要な人に関する高度な情報・知識の共有と活用に取り組みます。

（１）関係機関との連携による支援の充実

施策名	取組	所管課
多様な手法によるわかりやすい情報提供	障害者の福祉サービス制度利用を促進するために、サービスの内容、手続きの方法等を掲載したパンフレットやポスター、広報ひらかた、ホームページ、窓口での対応などによって分かりやすい情報提供に努めます。	障害企画課
医療的ケア児等支援連絡会議	連絡会議を通じ、医療的ケア児の在宅生活を支援する関係機関による意見交換や情報提供を図ります。	障害支援課